

第Ⅳ編 資料集

1. PFI の基礎知識	1
1.1. PFI とは	1
1.1.1. 基本的事項（再掲）	1
1.1.2. PFI 事業スキーム	2
1.1.3. 事業類型	2
1.1.4. 事業方式	4
1.2. 内閣府ガイドライン	5
1.2.1. PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン	5
1.2.2. PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	6
1.2.3. VFM (Value For Money) に関するガイドライン	8
1.2.4. 契約に関するガイドライン	9
1.2.5. モニタリングに関するガイドライン	11
1.2.6. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	12
1.3. PFI のメリット、課題・デメリット	13
1.3.1. PFI のメリット	13
1.3.2. PFI の課題・デメリット	15
2. 用語解説	17
2.1. 五十音順	17
2.2. アルファベット順	30
3. 参考資料	32
3.1. 総合評価方式における審査委員会の実施例	32
3.2. 総合評価方式における入札説明書の実施例	35
3.3. 業務委託契約書の実施例	54
3.4. 業務委託仕様書の実施例	67
3.5. 要求水準書の実施例	83
3.6. 総合評価方式における落札者決定基準の実施例	88
4. 情報源情報	99
4.1. PFI ガイドライン	99
4.1.1. 民間資金等活用事業推進委員会ガイドライン	99
4.1.2. 地方公共団体の PFI ガイドライン等	99

4.2. PFI 情報源情報.....	100
4.2.1. 内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ.....	100
4.2.2. 自治体 PPP/PFI 推進センターホームページ.....	100
4.2.3. 日本 PFI・PPP 協会ホームページ.....	100
4.3. 水道における PFI 事業の情報.....	101
4.4. 参考文献等.....	102

1. PFIの基礎知識

1.1. PFIとは

1.1.1. 基本的事項（再掲）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称PFI法）（平成13年法律第151号）の目的は下記のとおりである。

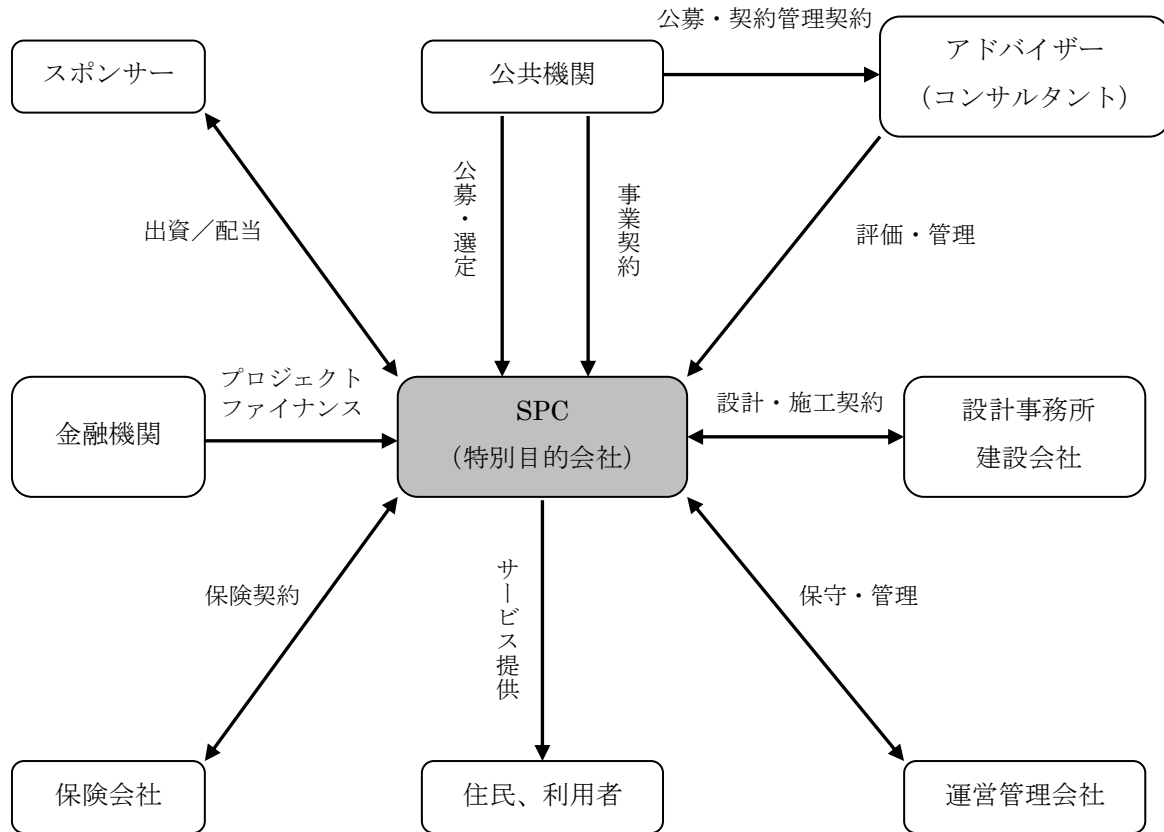
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

従来の公共施設の整備における民間への委託では、「分割委託」、「仕様発注」、「単年度契約」が原則となっている。民間事業者には、事業プロセスの一部の作業のみを委託し、施設の所有権及び事業主体は公共側である。これに対し、PFIでは、「包括委託」、「性能発注」、「複数年度契約」が原則となり、施設の所有権及び事業主体も民間事業者であることが多く、公共は民間から質の高い公共サービスを調達（購入）するという考えに基づくものである。

この公共サービスを調達する際、支払いに対して最も価値の高いサービスが供給されるかどうかを計るため、VFM（Value For Money）という考え方がある。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。公共施設等の整備等に関する事業をPFI事業として実施するかどうかについては、PFI事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。PFI事業として実施することが、公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという当該基準を満たす。したがって、PFI事業としての実施を検討するにあたっては、VFMの有無を評価することが基本となる。

1.1.2. PFI 事業スキーム

PFIによる事業実施は、発注者と受託者（SPC：特別目的会社）との契約を基本とし、金融機関等を含めて一般的に、次図のような事業スキームで行われる。



（出典）「完全網羅日本版 PFI 基礎からプロジェクト実現まで」（2001年3月、有岡正樹・大島邦彦・宮本和明・有村彰男・野田由美子・西野文雄、山海堂

図Ⅶ-1-1 PFIの基本的事業スキーム

1.1.3. 事業類型

民間事業者（SPC）からの公共サービスの調達方式には、そのサービスの提供方式により、サービス購入（提供）型、ジョイントベンチャー型及び独立採算型に分類される。わが国における PFI 事業の事例では、サービス購入（提供）型が最も多い事業類型である。

表Ⅶ-1-1 PFIの事業類型

種類	サービス購入（提供）型	ジョイントベンチャー型	独立採算型
内容	民間事業者が利用者へサービスを提供し、その対価を公共機関から回収する。	公共機関と民間事業者の双方の資金を用いて施設の建設を行い、運営は民間事業者が主導する。	公共機関から事業許可を受けた民間事業者が施設の建設・運営を行う。民間がリスクを全面的に負い、事業コストについては利用料金等により回収する。
公共機関の関与	公共機関がサービス提供の対価としてサービス料を支払う	補助金等の付与を中心とした公的支援措置	公共の負担は基本的にはない
英国での事例	刑務所、病院、道路、スポーツ施設、情報システム等	再開発、鉄道等	有料橋等
モデル図	<pre> graph LR A[公共機関] -- "サービス料支払い" --> B[PFI事業者] B -- "サービス提供" --> C[利用者] </pre>	<pre> graph LR A[公共機関] -- "補助金等" --> B[PFI事業者] B -- "サービス提供" --> C[利用者] C -- "利用料金支払い" --> B </pre>	<pre> graph LR A[公共機関] -.- "事業許可" --> B[PFI事業者] B -- "サービス提供" --> C[利用者] C -- "利用料金支払い" --> B </pre>

（出典）上掲「完全網羅日本版PFI 基礎からプロジェクト実現まで」

1.1.4. 事業方式

PFI事業の建設・所有形態による事業方式としては表Ⅶ-1-2に示すものがあり、代表的な方式としては、BOO方式、BOT方式、BTO方式、コンセッション方式が挙げられる。

表Ⅶ-1-2 PFI事業の建設・所有形態による分類

方式	特徴
BOO (Build Own Operate)	PFI事業者が施設を建設し、そのまま保有し続け、事業を運営し、契約期間が終了した時点で施設を行政に譲渡せず、PFI事業者が撤去する方式
BOT (Build Operate Transfer)	PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設し、契約期間にわたり運営・管理を行って、資金回収した後、行政にその施設を移管する方式
BOOT (Build Own Operate Transfer)	BOTと同義で、オーストラリアでは「ブーツ」と呼ばれBOTの代わりに用いられることが多い
BTO (Build Transfer Operate)	PFI事業者が施設を建設した後、施設の保有権を行政に移管した上で、PFI事業者がその施設の運営を行う方式
BLO (Build Lease Operate)	PFI事業者が建設した施設を行政が買い取り、PFI事業者にその施設をリースし、PFI事業者がその施設の運営を行う方式
BLT (Build Lease Transfer)	PFI事業者が建設した施設を行政に一定期間リースし、予め定められたリース料で事業コストを回収した後、行政に施設の所有権を移管する方式
ROT (Rehabilitate Operate Transfer)	BOTでの建設ではなく、既存の施設を補修し一定期間運営をした後、施設を移管する方式
DBFO (Design Build Finance Operate)	英国でのPFI方式の一形態で、設計、建設、資金調達および運営を一括して行い、サービスの提供度合いに応じて、利用者からではなく行政から料金を受け取る方式
DBO (Design Build Operate) *1	民間事業者に設計、建設、運営を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については行政が行う方式
コンセッション	施設の所有権を移転せずに、民間事業者に施設の事業運営等に関する権利を長期間にわたって付与する方式。

*1 DBO方式は、PFIに準じた方式であるが、必要な資金調達は行政が行うという点でPFIとは異なる。

1.2. 内閣府ガイドライン

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）は、平成11年7月23日可決成立し、7月30日に公布され、その後数回の改正を経て現在に至っている（最終改正：平成30年6月20日法律第60号）。また、PFI法の公布後、PFI法の基本理念に基づいて、特定事業の実施に関する事項について基本的な方針である「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（基本方針）が、平成12年3月13日に定められ、こちらもその後数回の変更を経て現在に至っている（最終変更：平成30年10月23日閣議決定）。

さらに、PFI法及び基本方針に基づいて、PFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜を図るため、内閣府は、民間資金等活用事業推進委員会を設置し、6つのガイドラインを作成した。国がPFI事業を実施する場合、PFI法及び基本方針に則った上で、これらのガイドラインに沿ってPFI事業を実施することが望ましいものと位置づけられている。

1.2.1. PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

PFI事業の実施に関して、一連の手続きの流れと留意事項について示したものである。事業実施プロセスは、次の各ステップを踏むこととなっている。

特定事業の選定 ステップ1 事業の提案(民間事業者からの提案を含む) ステップ2 実施方針の策定及び公表 ステップ3 特定事業の評価・選定、公表
民間事業者の募集及び選定等 ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表 ステップ5 事業契約等の締結等
PFI事業の実施 ステップ6 事業の実施、監視等 ステップ7 事業の終了

上記の手続きを踏んで、PFI事業の検討を行い事業契約等の締結等に至るまでには、概ね2～4年を要する。そのため、補助金の交付手続きや事業認可の手続きが必要な場合などは、事業の契約に至るまでのスケジュールの設定やPFI事業の実施スケジュール（事業開始時期：施設の供用開始時期あるいはサービス調達の時期）について配慮が必要である。

なお、PFIの検討にあたっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とするため、外部のコンサルタントまたは、アドバイザーを活用することも有効である。

1.2.2. PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

PFI事業では、行政と民間事業者との契約の中で、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を具体的かつ明確に規定する。

リスクとは、契約締結時点ではその影響を正確には想定できない、不確実性のある事由、たとえば、事故、需要の変動、天災、物価や金利の変動、測量・調査のミスによる計画・仕様の変更、工事遅延による工事費の増大、事業開始の遅れ、関係法令や税制の変更等により事業にとって損失が発生する可能性を言う。これらのリスクについて、できる限り明確にした上で、事業契約段階において公共側と事業者側において「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方で、取り決める必要がある。

リスクの分担方法としては、

- (イ) 公共施設等の管理者（以下、「管理者等」という。）等あるいは選定事業者のいずれかが全てを負担
- (ロ) 双方が一定の分担割合で負担（段階的に分担割合を変えることがあり得る）
- (ハ) 一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合(イ)又は(ロ)の方法で分担
- (ニ) 一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた場合(イ)の方法で分担

といった方法がある。リスク分担の検討にあたっては、リスクが選定事業ごとに異なるものであり、個々の選定事業に即してその内容を評価し検討すべきことが基本となることに留意する必要がある。一般的に考えられるリスクの要素は、次のとおりである。

①調査・設計に関わるリスク

設計等の完了の遅延、設計等費用の約定金額の超過、設計等の成果物の瑕疵等

②用地確保に関わるリスク

用地確保の遅延や、用地確保費用が約定金額を超過すること等

③建設に関わるリスク

工事の完成の遅延、工事費用の約定金額の超過、工事に関連して第三者に及ぼす損害、工事目的物の瑕疵等

④維持管理・運営に関わるリスク

運営開始の遅延、公共サービスの利用度の当初の想定との相違、維持管理・運営の中断、施設の損傷、維持管理・運営に関わる事故、技術革新、修繕部分等の瑕疵等

⑤事業終了段階でのリスク

事業期間の終了時での修繕費用又は撤去・原状回復費用が想定金額を超過すること等

⑥各段階に共通に関連するリスク

不可抗力、物価・金利・為替レートの変動、税制の変更、施設等の設置基準、管理基準の変更等関連法令の変更、許認可の取得等

1.2.3. VFM (Value For Money) に関するガイドライン

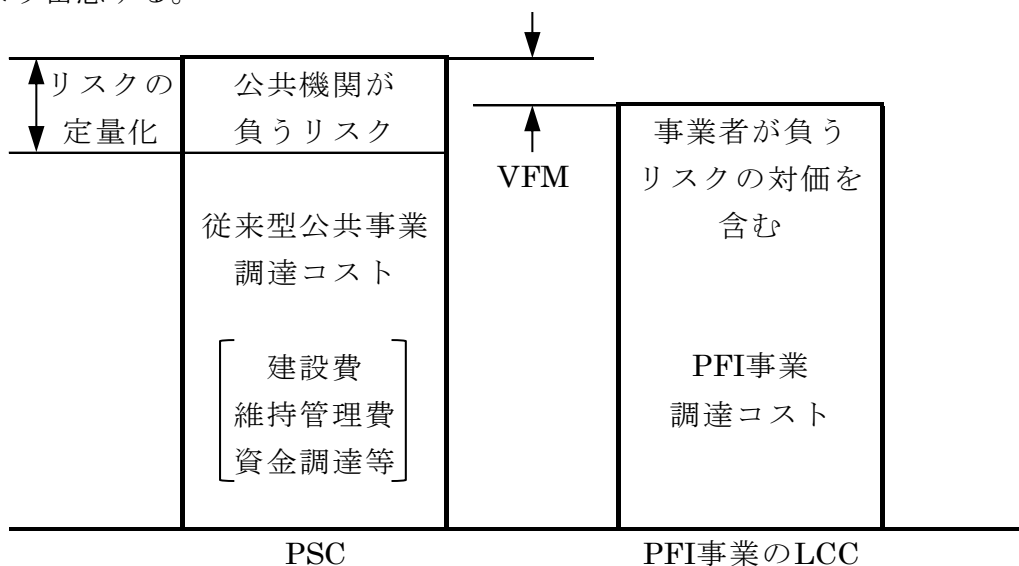
VFM (Value For Money) とは、一般に「支払いに対し、最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

公共施設等の整備等に関する事業をPFI事業として実施するかどうかについては、PFI事業として実施することにより、当該事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準としている。PFI事業として実施することが公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという当該基準を満たす。したがって、PFI事業としての実施を検討するにあたっては、VFMの有無を評価することが基本となる。

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PSC」(Public Sector Comparator) といい、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を「PFI事業のLCC」

(LCC : Life Cycle Cost) という。VFMの評価はPSCとPFI事業のLCCとの比較により行う(図Ⅶ-1-2)。

VFMの評価は、特定事業の選定にあたって必ず行われなければならない。VFMの評価にあたっては、その時点において算定が可能である範囲において極力精度を確保するものとする。なお、この際、算定のために多大な労力をかけ過ぎることのないよう留意する。



図Ⅶ-1-2 VFMの概念

1.2.4. 契約に関するガイドライン

PFI事業契約は、従来型の公共工事の請負契約と比して、長期に亘ることが通例であり、また、選定事業者、コンソーシアム構成企業、受託・請負企業、及び融資金融機関など、関係者が多数に及ぶ。PFI事業契約は、PFI事業の中核をなす契約であり、PFI事業契約の一方の当事者となる選定事業者のみならず、コンソーシアム構成企業、受託・請負企業及び融資金融機関等関係者にも直接的な影響を与えるものである。管理者等は、PFI事業にかかる契約関係の安定性を確保する観点から、これら関係者に与える影響にも配慮しつつ、継続的かつ安定的な公共サービスの提供等を実現するPFI事業契約の規定について検討する必要がある。

PFI事業の実施等に関する契約には、一般的に以下の契約がある。

1) PFI事業契約

選定事業者は選定事業にかかる施設の設計、建設工事、維持・管理及び運営の業務及びかかる資金調達を行うことにより、管理者等の要求する水準の公共サービスを管理者等に対し提供する義務を負い、管理者等は選定事業者に対し提供される公共サービスの対価を支払う義務を負うことなどを規定する、管理者等と選定事業者との間で結ばれる契約である。

2) 基本協定

選定事業に関し、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、管理者等及び当該コンソーシアムの義務について必要な事項を定める管理者等とコンソーシアムの構成企業との間で結ばれる契約である。

3) 直接協定

選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるPFI事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に対する一定の介入を可能とするための必要事項を規定した、管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定である。

4) 事業関連契約（業務委託契約、業務請負契約など）

選定事業者がPFI事業契約に従い施設の設計、建設、維持・管理及び運営の業務を実施し、公共サービスを提供するため、これら業務を第三者たるコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業に委託し又は請け負わせる契約である。さらに、これら業務を委託された又は請け負ったコンソーシアム構成企業又は受託・請負企業がこれら業務をさらに下請企業に委託し又は請け負わせる契約である。

5) 融資契約

融資金融機関等が選定事業者に対して融資するにあたり、融資金融機関等と選定事業者との間で締結される契約である。

6) 担保関連契約

融資金融機関等が選定事業にかかる資産及び権利について、担保権を取得することを目的とした契約である。

7) 債権者間契約

複数の融資金融機関等により融資機関団が組成される場合に、融資機関団の債権者としての権利行使等にあたっての意思決定方法、担保権の実行方法等、債権者間の基本的な権利義務関係を定める債権者間で結ばれる契約である。

8) 出資者支援契約

融資金融機関等と選定事業者の株主となる出資者（コンソーシアム構成企業）との間で締結される契約である。出資者による追加の資金拠出の義務（株式出資又は劣後貸付）、選定事業者に対する支援協力義務等が想定される。

9) 株主間協定

選定事業者の株主（コンソーシアム構成企業その他出資者）間で、当該株式会社の運営や選定事業の運営にかかる責任分担等についての基本的な合意事項を定める協定である。

1.2.5. モニタリングに関するガイドライン

モニタリングとは、選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

モニタリングは、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階において行う必要があるが、当該ガイドラインでは、施設整備完了後、供用又はサービス提供の開始された段階から事業終了までの間のモニタリングに関連する考え方等が整理されている。

業務要求水準書やPFI事業契約書案等は、事業全体の枠組みの考え方に沿って、管理者等が作成することとなるが、その際、以下の項目について、具体的に規定しておくことが必要である。

- ・ 選定事業者により提供される公共サービスの要求水準（内容と質）とその評価基準
- ・ 同要求水準が満たされていることの確認手法及び測定する実施体制の確立
- ・ その測定結果に基づくサービス対価支払の考え方
- ・ 同要求水準が満たされない（債務不履行）時の措置

また、モニタリングに際しては、

- ・ 選定事業者が提供する公共サービスの履行状況の把握と履行状況を検証するためのデータやサンプルの収集
- ・ 提供された公共サービスの水準がPFI事業契約に規定された要求水準を満たしていないことが確認された場合の速やかな改善措置の実施
- ・ 収集されたデータやサンプル、改善措置の実施状況等について、要求されている公共サービスの水準を満たしているかの測定及びその結果に基づく実績評価等

などを実施していくことが挙げられる。

1.2.6. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

本ガイドラインは、公共施設等運営権（運営権）及び公共施設等運営事業（運営事業）について解説したものである。

事業を実施する場合、PFI法及び同法に基づく下位法令等（PFI法令）を遵守しつつ、本ガイドラインに沿ってPFI事業を実施することが望ましいとしている。

また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するPFI事業においても参考となり得るものである。

本ガイドラインは、各省庁が、運営事業の円滑な実施のため、PFI法令にのっとりつつ、状況に応じて工夫を行い、本ガイドラインに示したものの以外の方法等によって運営事業を実施することを妨げるものではない。

1.3. PFIのメリット、課題・デメリット

1.3.1. PFIのメリット

PFIにより事業実施することのメリット（効果）には、PFIの性質から見て一般的に以下のようなものが考えられる。

1) 質の高い公共サービスの提供

PFI事業では、利用者のニーズを把握し、満足度を高めるような民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用することができるため、より質の高い公共サービスの提供が可能となる。

2) 事業コストの削減

PFI事業では、施設の設計から建設、維持管理及び運営の全部又は一部を一体的に民間事業者に委ねることに伴い、一括発注が行われること、また、その際、仕様発注方式ではなく性能発注方式がとられることにより、事業コストの削減が期待される。

また、事業を進めていく上では、需要の変動、物価や金利変動等の経済状況の変化、事故、計画の変更、天災等様々な予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）があり、PFI事業では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担することを契約において明らかにし、事業全体のリスク管理を効率的に行うことによりVFM最大化を図ることで、事業コスト削減を可能とする。

3) 財政支出の平準化

PFI事業では、従来方式のように施設の建設年次に大きな財政支出は発生せず、財政支出は契約期間にわたって平準化された民間事業者へのサービスの対価として支払われることになるため、厳しい財政事情の中でも、必要な社会資本の整備等が可能となる。

4) 官民パートナーシップの形成

民間で可能な分野はできるだけ民間に任せる、という考え方のもと、公共サービスの提供手段の選択肢を拡げ、それぞれに適した民間参加の方式を作ることにより、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップが形成されていくことが期待される。

5) 説明責任（アカウンタビリティ）の確保と職員の意識改革の推進

事業は、事業の発案から終了まで、手続きの透明性が要求される仕組みとなつて

いる。具体的には、実施方針や特定事業の公表といった手続きを通じて、行政の説明責任が求められ、行政運営において透明性が確保される。

また、PFI事業への取組みを通じて、従来の制度慣習にとらわれない考え方、コスト意識（事業期間全般にわたる長期のライフサイクルに関するコスト意識）、経営感覚の醸成等、職員の意識改革が図られる。

6) 民間の事業機会の創出

PFI事業は、従来、行政が行ってきた事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらすこととなる。また、他の収益事業と組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなる。

さらに、PFI事業のための資金調達方法として、プロジェクトファイナンス等の新たな手法を取り入れることで、金融環境が整備されるとともに、新しいファイナンスマーケットの創設にもつながる。

このように、新規産業創出、経済構造改革推進の効果が期待される。

7) 技術革新

PFI事業では、従来のような仕様発注ではなく、性能発注が原則であり、必要なサービス水準が満たされていれば、それを提供する上での手法（仕様）は問われない。

このため、民間事業者は、自らが得意な分野の技術などを最大限活用することが可能となり、その進展によっては、コストを削減するための新たな技術、手法の開発を促すといったことが期待できる。

8) 的確で客観的な事業性の判断

PFI事業は、VFMの検証などの検討過程を通じて、事業性をよりの確に判断することができる。また、学識経験者などが参加する事業選定委員会や民間事業者などを通じて第三者の提案や意見を採り入れるシステムが含まれることから、より客観的な事業性の判断が可能となっている。

9) 行政運営の効率化

公共が自ら実施する方式とPFI方式のどちらが効率的であるかを比較検討することで、最適な資源（予算・人員）配分を実現し、行政運営の効率化に寄与することが期待される。

1.3.2. PFIの課題・デメリット

PFIによる事業実施の課題やデメリットには、PFIの性質から見て一般的に以下のようなものが考えられる。

- ① PFI事業を導入するまでには、事前調査やPFI導入可能性調査に始まり、実施方針の策定から民間事業者との契約までの手続きが煩雑であり、一般的に2～4年といった長時間を要する。
- ② 事業に関する設計・建設から維持管理・運営、事業終了までの間、正確に想定できない様々な要因により事業にとっての損失が発生する可能性がある。こうしたリスクの民間事業者との分担が難しく、その契約事務が非常に複雑なものとなる。
- ③ 直営で事業実施する場合と異なり、PFI事業では民間事業者が長期間実施するため、特に、民間事業者との契約等に関する法律面や、民間資金調達等に関する財政面についてアドバイザーへの委託事務が新たに生じる。
- ④ 事業によっては補助金が交付されないものがあり、交付されるとしてもほとんどの場合、分割交付が認められていない。
- ⑤ PFI導入可能性調査を実施し、導入可能性評価によってPFI導入を断念した場合は、投入した公的資金が無駄になる。
- ⑥ PFI事業においては民間事業者が資金を調達し事業を推進するため、従来型の事業と比べ、事業開始時において公共部門の財政負担が少なくなることが考えられる。しかしながら、これは、公共部門の一時的な支出を長期間（例えば25年間）に繰り延べるものであるとも考えられ、従来方式に比べ、将来の財政を硬直化させる一因としても捉え得るものである。
- ⑦ PFIの導入により、従来型の事業方式と比較して、コストが上がる要因もある。例えば、「複雑な入札手続・契約」や「コンサルティングに係る費用」などが考えられる。PFI導入にあたっては、地方自治体が負担する費用や労力なども考慮し、全体の枠組みの中で最適な選択を行う必要がある。
- ⑧ PFIの事業主体となる民間事業者には、長期の事業期間にわたって、必要な資金の調達能力とリスクを負う能力が求められることから、事業主体として選定される応募者は、一定のノウハウをもった企業に限定される可能性が高く、業界での経験、大規模事業の建設経験、資金調達等に関する専門知識が求められるようになる。したがって、参画する企業は必然的に大企業に限られてくることが想定されるが、一方で、地域経済の振興という視点からは、事業主体として参画できるような地元企業の層を広げていくことが課題となり、地域に密着した事業や地元企業の企画力等を生かせるような方策を検討する必要がある。
- ⑨ PFI事業に参入しようとする民間企業側においては、性能要求水準を満たすため

第Ⅶ編 資料集
1 PFIの基礎知識
1.3 PFIのメリット、課題・デメリット

の技術的検討、リスク分担の検討や関連事業法及び契約等に関する法律的検討、資金調達に関する調整等の財政的検討、スポンサー企業や協力企業間との調整等について、多様な検討を行うため入札に係る費用が増大する。

2. 用語解説

2.1. 五十音順

【あ行】

アウトソーシング (Outsourcing)

PFIにおいては、公共施設の設計、建設、資金調達、維持管理、運営を一貫して民間に委ねることを基本とする。

アカウンタビリティ (Accountability)

説明責任。公共サイドは、PFI事業及び民間事業者の選定過程、さらに事業が協定（契約）内容に基づいて適切に執行されているかどうか等について、客観的データに基づき説明する責任を負う。

アール・エル・ティー (RLT : Rehabilitate Lease Transfer)

民間事業者が老朽化した施設の機能を回復して、公共にリースし、一定期間後に公共に譲渡する方式。

イコール・フットイング (Equal Footing)

共通の土台作り。PFI事業と従来型公共事業で行った場合のコストなどを比較する際のベースとなる。具体的には、固定資産税の非課税措置や不動産所得税の減税措置、減価償却の特別措置などが考えられる。

民間事業者がPFI事業によって公共サービスを提供する場合に、公共セクターのコスト面での優位差を除去（又は相殺）して比較すること。従来型の公共事業は、地方自治体等が国から供与を受けている補助金、地方交付税の他、自治体の起債による低利資金調達、非課税措置等により、民間事業者が公共サービス提供事業（PFI事業）を実施する場合と比較して、コスト面で優位性がある。

インフラストラクチャー (Infrastructure)

都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの社会基盤施設。インフラ。

運営権

「公共施設等運営権」を参照。

エス・ピー・シー（SPC : Special Purpose Company）

PFI 事業を行う目的で設立される会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。PFI においては、PFI 事業を目的とする SPC が民間事業者により、会社法上の株式会社として設立されることが多い。資産の流動化に関する法律（SPC 法）上の特定目的会社とは異なる点に注意。

【か行】

ガイドライン

PFI 法及び基本方針に基づいて、PFI 事業に対する理解や PFI 事業に関わる関係者の便宜を図るため、内閣府は、民間資金等活用事業推進委員会を設置し、6つのガイドラインを作成した。国が PFI 事業を実施する場合、PFI 法及び基本方針に則った上で、これらのガイドラインに沿って PFI 事業を実施することが望ましいものと位置づけられている。

加速償却

法定償却率を超えた減価償却方法。BOT 方式等の場合に、民間事業者の所有する施設が契約期間内に償却し切れない残存部分を残さないようにする手法。

基本方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日公表）。PFI 事業の実施に関する基本的事項を定めたもの。

キャッシュフロー（Cash Flow）

資金の流れもしくはその結果としての資金の増減を指し、資金の流入（キャッシュ・イン）と、資金の流出（キャッシュ・アウト）から実際の資金の動きを捉えるもの。PFI 事業においては、プロジェクトファイナンスが導入される場合が多く、融資者に対する主な返済原資となるキャッシュフローの管理が最重要課題となる。

行政財産

国の行政のために用いられる財産で、各省庁の長が管理するが、原則として処分（売却、交換等）や私権の設定は出来ない。具体的には、以下の 4 種類。

- ① 公用財産（国の事務、事業または職員の住居のために使用される財産で、庁舎、国家公務員宿舎、国立病院等が含まれる。）
- ② 公共用財産（国が直接公共目的のために管理する財産で、国営公園、広場、道

路、河川等が含まれる。)

- ③ 皇室用財産（皇室のために使われる財産で、皇居、御所、御用邸等が含まれる。）
- ④ 企業用財産（造幣局、印刷局、国有林野、アルコール専売、郵政の各特別会計で行う国の事業、またはこれらの事業に従事する職員のために使用される財産。）

業務指標

⇒ピー・アイ

建設－運営－譲渡（BOT : Build Operate Transfer）

⇒ビー・オー・ティー

建設－譲渡－運営（BTO : Build Transfer Operate）

⇒ビー・ティー・オー

建設－所有－運営（BOO : Build Own Operate）

⇒ビー・オー・オー

建設－運営－売却（BOS : Build Operate Sell）

⇒ビー・オー・エス

建設－リース－譲渡（BLT : Build Lease Transfer）

⇒ビー・エル・ティー

公共施設等

PFI 法においては以下のものを「公共施設等」と規定している。

- ① 公共施設 道路、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道
- ② 公用施設 庁舎、宿舍等
- ③ 公益的施設 公営住宅及び教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、更正保護施設、駐車場、地下街等
- ④ その他施設 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設及び研究施設等
- ⑤ 上記にあげる施設に準ずるものとして政令で定めるもの

公共施設等運営権

民間事業者に付与される事業運営や開発にかかわる権利。事業権、運営権。

公共施設等の管理者

PFI 法において、PFI 事業によって整備しようとする公共施設等の管理者である国、及び地方公共団体の長、または特殊法人・その他の公共法人。

コーポレート・ファイナンス (Corporate Finance)

従来型企业貸付の主流で、企業の信用力による資金調達。(cf. プロジェクトファイナンス)

コンセッション (Concession)

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のことを指す。既存の施設においても新設の施設においても設定が可能である。

コンソーシアム (Consortium)

協会、組合、連合を意味する。PFI 事業では、複数の企業、団体に組織される事業主体。

【さ行】

財政投融资

租税負担に拠ることなく独立採算で、財政投融资特別会計国債（財投債）の発行などにより調達した資金を財源として、政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・固定・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融资活動（資金の融資、出資）である。

債務保証

当事者が債務履行不能に陥った場合、代わって債務履行することを保証する行為。

債務負担行為

建設工事や土地の購入が複数年度にわたる場合に、翌年度以降発生する支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。公共が債務を負担する行為をするには、予め議会で債務負担行為としての決議を経なければならない。

PFI 事業（特にサービス購入型）では、事業会社にとってキャッシュフローの源泉となる公共からの支払いを長期継続的に予算措置する行為。事業採算性、資金調達の面で必要条件の一つとなる。

PFI 法では国の債務負担行為は 30 年以内と定められているが、地方自治体につい

ては明確な表現がない。

サービス (Service)

PFI では、サービスという用語は、民間事業者が公共に対して提供する設計、建設、資金調達、維持管理もしくは運営等の業務を指す。PFI のタイプの 1 つである「サービス購入型」でいうサービスはこれに当たる。

サービス提供型

公共事業を PFI 方式で進める場合の一形態。PFI 事業者の提供するサービス（建設＋運営）に対して、公共側が毎年、契約で定められた方式に従って料金を支払う方式。公共側から見れば（民側からの）サービス購入型のインフラ整備事業。

残存価値

購入価額より減価償却累計額を控除した残額。

自己資本内部収益率 (EIRR : Equity Internal Rate of Return)

自己資本に対する内部収益率。投資した金額に対してどれだけの収益が得られるのかにより投資の可否を判断する。自己資本から得られる配当等は年度毎に異なるため、投資金額に対して将来受け取るキャッシュ（配当金等）が、年利回りに換算してどのくらいになるかを数値化したものを EIRR と定義し、投資判断材料としている。

一般的に、「エクイティ投資から発生するすべてのキャッシュフローを現在価値に引き直す際、投資金額＝すべてのキャッシュフローの現在価値 となるような割引率」とされている。

投資判断をする際のポイントは、リスクとリターンが見合っているかという点である。EIRR は単にリターンを測る尺度に過ぎず、その数値が高いか低いかの判断は、自己資本の流動性や事業が内包するリスクの判断次第と言える。

自己資本利益率 (ROE : Return on Equity)

企業の自己資本（株主資本）に対する当期純利益の割合。

計算式は $ROE = \text{当期純利益} \div \text{自己資本}$ 。

実施方針

PFI 事業を行う国、地方公共団体等が、基本方針に則り実施に関する方針を定めたもの。具体的に定める事項には次のものがある。

- ・ 特定事業の選定に関する事項
- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

- ・ 民間事業者の責任の明確化、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ・ 公共施設等の立地及び規模配置に関する事項
- ・ 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

正味現在価値 (NPV : Net Present Value)

将来価値を一定の割引率で割り引いた価値（金額）。プロジェクトの正味現在価値（NPV）とは、プロジェクトが獲得する毎年の収益（金利などの資本コストを控除する前のネット・キャッシュフロー）の合計から投資額を差し引いたもので、金額はいずれも現在価値に換算したものを使用する。

正味現在価値 = $\sum \{n \text{ 年後キャッシュフロー} / (1 + \text{割引率}/100)^n\} - \text{投資額}$

正味現在価値は、プロジェクトの実施妥当性を判断する重要な指標の1つで、NPV > 0 ならば一応そのプロジェクトは実施妥当性があると判断される。

シンジケート (Syndicate)

国債、地方債、社債などの引き受けや融資を行う複数の金融機関からなる組織体。

スキーム (Scheme)

計画、枠組み。ここでは、事業の「方式、形態、事業期間、事業範囲、リスク分担等」を指す。

ストラクチャード・ファイナンス (Structured Finance)

従来の資金調達とは異なる仕組み金融。(cf. プロジェクトファイナンス)

性能発注方式

発注者が求めるサービスの内容や水準を明らかにし、満たすべき水準の詳細を規定した発注方式のこと。施設の仕様について詳細に規定するのではなく「〇〇という条件を満たす施設」という規定になるため、受託者が構造や材料、維持管理の方法等について、要求水準を満たす範囲内で自由に提案することが可能である。PFI 事業においては、性能発注方式の方が PFI 法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」を実現しやすくなる。性能発注における仕様書は、英国 PFI ではアウトプット仕様書 (Output Specification) と呼ばれている。

セクター (Sector)

部門・分野。

第一セクター＝政府・自治体、第二セクター＝民間、第三セクター＝官＋民。

設計－建設－ファイナンス－運営 (DBFO : Design Build Finance Operate)

⇒ディー・ビー・エフ・オー

設計－建設－運営 (DBO : Design-Build-Operate)

⇒ディー・ビー・オー

総合評価方式

入札における落札者の決定において、価格その他の要素を総合的に判断して決定する方式。PFI では多くの場合、価格のみによる評価ではなく、設計・建設の技術水準、管理運営面のサービス水準なども含めて提案内容を点数化し、点数が最高の応募者を選定する。価格以外の技術能力等が考慮される点において通常の入札方式と異なる。

なお、国発注の公共工事への総合評価方式導入では、大蔵省（当時）との案件毎の個別協議が必要だったが、2000年3月に建設省（当時）等と大蔵省（当時）との間で、総合評価方式導入にあたっての適用範囲や落札方式などに関する包括協議が整った。これにより、包括協議に示す適用範囲であれば、事前の個別協議なしに総合評価方式の導入が可能になった。

【た行】

直接金融

社債の発行、不動産の証券化等により資金を直接資本市場から調達する手法。

(cf. 間接金融：銀行からの借入による従来型の資金調達手法)

ディー・ビー・エフ・オー (DBFO : Design Build Finance Operate)

PFI というコンセプトが政府主導で定着する以前の英国における公共事業の民営化手法の一つ。

ディー・ビー・オー (DBO : Design Build Operate)

公共が調達した施設整備費を活用して民間事業者が施設を整備した後、管理運営も民間事業者が行う方式。施設の所有権は自治体が保有するが、事業主体としては民間事業者となる。特徴として、①自治体の資金調達能力を活用すること、②民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用すること、③民間事業者が維持管理及び運営を実施すること、である。DBO方式は、低金利の公債を一括して調達することが

可能であり、これが長期的に事業経営を圧迫しない場合は、ライフサイクルコストの縮減効果が期待され、民間の経営能力及び技術的能力を最大限活かすことにより、PFI方式と比較してVFMが得やすい事業方式と考えられている。国庫補助金や地方債を活用する際には有効な方式であり、公共が施設整備費の資金調達を行うためPFIではないが、PFIに準じた方式といえる。

デフォルト (Default)

債務不履行。どのような状態をもってデフォルトと認定するかは、個別の契約や当該国の法律により異なる。

デュー・ディリジェンス (Due diligence)

ある行為者の行為結果責任をその行為者が法的に負うべきか負うべきでないかを決定する際に、その行為者がその行為に先んじて払ってしかるべき正当な注意義務及び努力のことで、転じて投資やM&Aなどの取引に際して行われる、対象企業や不動産・金融商品などの資産の調査活動である。

特定事業

PFI事業として整備される事業。

特別目的会社 (SPC : Special Purpose Company、SPV、Special Purpose Vehicle)

⇒エス・ピー・シー

独立採算型

公共事業をPFI方式で進める場合の一形態。公共からの補助なしで成立する事業。

【は行】

パブリック・インボルブメント (PI : Public Involvement)

公共事業等、公共政策の推進にあたっての合意形成手法。例えば、各種施設の整備計画の策定にあたり、住民等関係者の意見を聴取し計画に反映させる等。

パブリック・セクター・コンパラター (PSC : Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に基づく公的財政負担の見込額の現在価値であり、財政負担とは、PFI事業のLCC（ライフサイクルコスト）との比較を前提に、事業費用又はそれを賄う資金支出の総額を意味するものとする。その算定に当たっては、対象とする事業を公共施設等の管理者等

が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定して計算するものとする。例えば、事業の一部を請負、委託等によって民間事業者を実施させる事業については、その事業形態を想定する。

パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP : Public Private Partnership)

⇒ピー・ピー・ピー

バリュー・フォー・マネー (VFM : Value for Money)

⇒バイ・エフ・エム

ピー・アイ (PI : Performance Indicator)

水道事業における PI は、水道事業全般について多面的に定量化するものであり、「水道事業ガイドライン」(平成 28 年 3 月、(公社)日本水道協会)の規格の中心となっている。水道事業ガイドラインでは、PI とともに、その定義や算出方法等について定められている。PI を活用することにより、水道事業者が自らの事業の実態の経年的な変化や他の水道との違いを客観的に把握することが可能となり、サービス水準の向上、事業の効率化、運営基盤の強化といった事業改善の方向性を見定めることが可能となる。

ピー・エフ・アイ (PFI : Private Finance Initiative)

PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。「小さな政府」を目指す行政改革の一環として、1992 年にイギリスで導入された。

日本版 PFI の事業対象は、主に次の 3 種類に大別できる。

- ① 公的部門により原則整備されている社会資本分野
例) 道路、港湾、空港、河川、都市公園、下水道
- ② 許認可等により民間事業者の整備が認められている社会資本分野
例) 上水道、工業用水道、熱供給施設、廃棄物処理施設等
- ③ 民間事業者(第三セクターを含む)が整備可能な公共性の高い社会資本分野
例) 新エネルギー施設、リサイクル施設、情報通信施設、社会福祉施設、大学等の教育文化施設、医療施設、駐車場、地下街、観光施設

ピー・エフ・アイ法 (PFI 法)

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」。

平成9（1997）年11月の緊急経済対策や平成10（1998）年4月の総合経済対策に盛り込まれ、平成11年7月30日に公布、同年9月24日に施行された。これに伴い、内閣内政審議室に民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）が設置された。平成12（2000）年3月にはPFI法の規定に基づき「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」が公布された。その後、平成17（2005）年（行政財産の貸付の拡充等）、平成23（2011）年（公共施設等運営権の設定等）、平成25（2013）年（株民間資金等活用事業推進機構の目的等を規定）、平成27（2015）年（公務員を退職派遣させる制度等を規定）、平成30（2018）年（公共施設等の管理者及び民間事業者に対する国の支援機能の強化、公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例、水道事業等に関し地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る補償金の免除等について規定）の改正を経て現在に至っている。

ビー・エル・ティー（BLT : Build Lease Transfer）

事業主体は工事完成後、公共体に施設をリース、運営させ、リース代を受け取って投下資金を回収した後、所有権を引き渡す。

ビー・オー・エス（BOS : Build Operate Sell）

事業主体は自らの資金調達によって施設を建設し、当該公共体に売却してその売却益を償還原資とする。事業主体は売却後、公共体とリース契約を結んで施設貸与を受け施設の所有権は持たない。

ビー・オー・オー（BOO : Build Operate Own）

民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営を行うが、公共への所有権は移転せず、民間事業者自身が所有する事業方式。

ビー・オー・ティー（BOT : Build Operate Transfer）

民間事業者（ジョイント・ベンチャーを含む）などのプロジェクト事業主体が施設を建設し、維持管理及び運営を行い、一定の事業期間終了後に公共に施設所有権を移転する事業方式。

ビー・ティー・オー（BTO : Build Transfer Operate）

民間事業者（ジョイント・ベンチャーを含む）などのプロジェクト事業主体が施設を建設し、施設完成後に公共に所有権を移転した上で、民間事業者が維持管理及び運営を行う事業方式。

ピー・ピー・ピー (PPP : Public Private Partnership)

官民協力、官民協働。

ファイナンシャル・アドバイザー (FA : Financial Advisor)

財務アドバイザー。スポンサーの利益を代表することを目的として資金調達全体のアレンジを行うアドバイザーのことを指す。

ブイ・エフ・エム (VFM : Value for Money)

VFM (バリュー・フォー・マネー) とは、PFIにおける最も重要な概念の1つで、国民の税金 (Money) の使用価値 (Value) を最も高めようとする考え方。

PFI方式の採用によるVFMの達成は、従来の公共事業方式と比べ、①サービス水準が一定であれば公共の負担するコストが低減すること、あるいは②コストが従来と同等であればサービス水準が向上すること、により検証される。

この場合のコストは、公共 (国、地方自治体) が事業期間 (ライフサイクル) にわたって支出する財政支出額 (公共が負担するリスクの調整分を含む) を適正な割引率で現在価値に換算したものが用いられる。(cf. PSC)

従来の公共事業方式に代わりPFI方式を採用するにあたっては、PFI方式によってVFMが向上することの検証が求められる。PFI事業を実施する民間事業者の選定においても、VFMは最も重要な選定要因となる。

普通財産

行政財産以外の財産。

プロジェクトIRR (PIRR : Project Internal Rate of Return)

事業を始める際には、まずその事業自体の採算性を判断しなければならない。事業自体に採算性のないプロジェクトは、エクイティ投資家にとってもデット供給者である銀行等にとっても魅力はなく、成立は難しい。プロジェクトIRRは財務活動から発生するすべてのキャッシュフロー (株式払込み、配当金支払い、銀行借入、元利金返済を除く) の、投下された総資金量に対する利回りをあらわしており、純粋な事業の採算性を計るうえでは、最適な指標とされている。

プロジェクトファイナンス (Project Finance)

仕組み金融 (ストラクチャード・ファイナンス) の一種で、あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。また、担保は当該事業に関連する資産 (含む契約上の権利) に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証、担保提供等は原則としていない。

資源開発、大型プラント建設、大規模土木事業などのビッグ・プロジェクトで用いられてきた資金調達手段で、従来のコーポレート・ファイナンスが親会社自体の信用力や土地を主な担保とするのに対して、事業自体のキャッシュフローを主な返済原資とする。従来、事業主が全面的に負っていた事業に関する様々なリスクを、金融機関を含めた複数の関係者のうち最もリスクコントロールできる者が分担することでリスクの分散が可能になる。

資金調達者側のメリットとしては、ノン・リコース、あるいはリミテッド・リコース型の借入となるため、基本的にはプロジェクト破綻時の負担が限定される。更に、プロジェクトの事業主体となる SPC（特別目的会社）を設立し、SPC がプロジェクトの信用力で資金調達を行うことを目指すので、親会社から見た場合にオフ・バランスの効果も期待できる。

一方、公共側のメリットとしては、プロジェクト事業体が契約に基づく確実なファイナンスを受けていることにより、プロジェクトが安定する結果、長期に亘るサービス提供の安定的確保が期待できる点にある。(cf コーポレート・ファイナンス)

【ま行】

民間資金等活用事業推進委員会（PFI 推進委員会）

PFI 法の規定によりその権限に属された事項及び PFI 事業の実施状況の調査審議を行うために内閣府に設置された委員会であり、アクションプランの改定及び案件形成の促進等にあたる。

民間資金等活用事業推進会議

平成 23 年 PFI 法改正に伴い、内閣府に特別の機関として設置された会議。会長は内閣総理大臣で、委員は全ての国務大臣である。基本方針の案の作成、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について関係行政機関相互の調整等にあたる。

【ら行】

ライフサイクル・コスト（LCC : Life Cycle Cost）

施設等の企画・設計から建設、維持管理、修繕、解体・撤去までの施設等の生涯にかかる総費用。

利益相反

ある主体が相反する複数の目的で事業に参画する場合、利益相反が生じる可能性がある。工事受注や設備の納入による利益獲得を目的とする請負業者が、事業利益を目的とする事業主体に参画する場合や、ファイナンスの貸し手が借り手である事業会社の立場に立つ場合がこれに当たる。利益相反に対しては、プロジェクト・マ

ネジメント手法等を用いた管理が求められる。

リスク (Risk)

リスクとは不確実性のことであり、事業に係わるリスクとは事業期間において生じる可能性のある全ての不確実要素を指す。

PFI 事業は、これらの事業遂行に関するリスクを、官民双方で適切に分担するという考え方に基づき遂行される。

そのためには、リスクの所在を明確化（特定）し、個々のリスクについてはそれを最も効率的に管理できる主体が責任をもって負担する、という「最適なリスク分担」が必要となる。リスクの定量化は容易ではないが、可能な限り定量化し、VFM の評価においてコストとして調整されることが求められる。

リスクの所在の明確化と分担方法については、事前に契約の中で明確に規定されることが重要である。

リスク・コミュニケーション (Risk Communication)

国民、事業者、行政等が、リスクに関する知識や情報、意見を相互に交換、共有し、共通の理解の形成を図ろうとするもの。

リハビリリースー譲渡 (RLT : Rehabilitate Lease Transfer)

⇒アール・エル・ティー

【わ行】

割引率 (Discount Rate)

現在価値を算出する際に用いる利率。(cf. 正味現在価値)

2.2. アルファベット順

【B】

BLT (Build Lease Transfer)

⇒ビー・エル・ティー

BOO (Build Own Operate)

⇒ビー・オー・オー

BOS (Build Operate Sell)

⇒ビー・オー・エス

BOT (Build Operate Transfer)

⇒ビー・オー・ティー

BTO (Build Transfer Operate)

⇒ビー・ティー・オー

【D】

DBFO (Design Build Finance Operate)

⇒ディー・ビー・エフ・オー

DBO (Design Build Operate)

⇒ディー・ビー・オー

【E】

EIRR (Equity Internal Rate of Return)

⇒自己資本内部収益率

【F】

FA (Financial Advisor)

⇒フィナンシャル・アドバイザー

【L】

LCC (Life Cycle Cost)

⇒ライフサイクル・コスト

【N】

NPV (Net Present Value)

⇒正味現在価値

【P】

PFI (Private Finance Initiative)

⇒ピー・エフ・アイ

PI (Performance Indicator)

⇒ピー・アイ

PIRR (Project Internal Rate of Return)

⇒プロジェクト IRR

PPP (Public Private Partnership)

⇒ピー・ピー・ピー

PSC (Public Sector Comparator)

⇒パブリック・セクター・コンパラター

【R】

RLT (Rehabilitate Lease Transfer)

⇒アール・エル・ティ

ROE (Return on Equity)

⇒自己資本利益率

【S】

SPC (Special Purpose Company) 、 SPV (Special Purpose Vehicle)

⇒エス・ピー・シー

【V】

VFM (Value for Money)

⇒ブイ・エフ・エム

(出典) (一社) 日本建設業団体連合会ホームページ「PFI 関連テクニカルターム集」
(<http://www.nikkenren.com/>)。ただし、本手引きに合わせて一部追加・変更した。

3. 参考資料

3.1. 総合評価方式における審査委員会の実施例

1. 審査委員会の役割・位置づけについて

1) 委員会設置の目的

- ① 事業者選定手続きの公平性、透明性、客観性の確保
- ② 専門的な知識を踏まえた意見の聴取

2) 委員会の役割

- ① 募集要領、選定基準等事業者選定方法に係る意見の開陳
- ② 提案書等の審査・評価

3) 委員会の位置づけ

事業者選定方法等について専門的な知識を踏まえた意見を聴取するための諮問機関と位置づける。最終的な事業者の決定は管理者の責任において行う。

2. 委員会設置要綱

(設置)

第1条 ○○市（以下「市」という。）が実施する○○市浄水施設運転・維持管理業務委託事業（以下「第三者委託」という。）に関し、公平性、透明性、客観性の確保と専門的な知識を踏まえた意見の聴取による適切かつ円滑な事業者選定を行うことを目的として、○○審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第三者委託における事業者選定に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、○○市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

- (1) 事業者募集要項、選定基準等事業者選定方法に関すること。
- (2) 提案書等提出された書類の審査及び評価に関すること。
- (3) その他事業者の選定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者及び市の職員を委員とする組織とし、管理者が委嘱する。

- 2 委員会に委員長と副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の中から互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決するものとする。

4 委員は、やむを得ず出席できない場合は、委員会へ書面により意見を提出することができる。

この場合においては、第2項の規定に関わらず、当該委員は出席したものとみなす。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員でない者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審議事項に関して特に専門的学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(責 務)

第6条 委員は、公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、一切、第三者委託の提案に参加してはならない。

3 委員は、委員会の委員としての任務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、〇〇市水道局〇〇課に置く。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、所掌事項が終了するまでの間とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

3. 要綱のポイント

- ・ 委員会の役割は、①事業者募集要項、選定基準等事業者選定方法に関する意見の開陳、②提案書等提出された書類の審査及び評価（提案の順位づけ）である。
- ・ 事業者の選定（決定）は、委員会の意見を踏まえ、管理者の責任において行うものである。
- ・ 委員会の委員は管理者が委嘱するものとし、委嘱状を交付する。なお、学識経験者から2名以上の委員を選定するものとする（平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」）。
- ・ 委員会の招集権限は委員長に属する。
- ・ やむを得ず、委員会に出席できない場合は、書面表決によることができるものとする。
- ・ 委員会による事業者のヒアリングを行うことも可能。
- ・ 提案書等の審査及び評価に関する報告の完了により、委員会はその役割を終えるものであり、委員会の設置はそれまでの間とするものである。
- ・ 要綱の施行後、委員の委嘱を行う。

3.2. 総合評価方式における入札説明書の実施例

第1節 入札説明書等の定義

「〇〇市水道事業浄水施設等運転・維持管理業務委託」（以下「本事業」という。）は、運転・維持管理における民間の創意工夫及びノウハウの活用を期待するものであり、〇〇市水道事業（以下「本市」という。）は、本事業を民間事業者（以下「事業者」という。）からの提案により実施することとした。

この入札説明書は、本市が本事業を実施する事業者を総合評価方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。入札参加者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札書及び提案書を提出すること。

なお、入札説明書に併せて配布する資料並びに追加資料として配布する契約書（案）を一体の資料とし、これらの全資料をあわせて「入札説明書等」と定義する。

第2節 対象事業の概要

1. 事業名称

〇〇市水道事業浄水施設等運転・維持管理業務委託

2. 事業実施場所

浄水場の他、本市が管理する取水施設・ポンプ所及び配水池

3. 施設等の概要

別紙1「委託施設概要」（省略）に示す本市の取水施設、浄水施設、各ポンプ所、各配水池（以下、これらを総称して「委託施設」という）を本事業において事業者が運転・維持管理を行うものとする。

4. 事業内容

（1）業務委託の目的

本事業は、委託施設の運転・維持管理を包括的に委託することにより、民間受託者の専門技術を活用し、運転維持管理を円滑に行うことにより、各施設の機能を効率よく発揮し適正な維持管理を図り、安心して安全な水道水を安定して供給し、経費の削減を目的とする。

（2）委託期間

委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、下表に示すとおり、本年度の4箇月間については習熟期間とするが、令和 年 月 日からは夜間・土日祭日の業務を事業者で行うこととする。また、習熟期間内におけるスケジュール、業務運営方法の詳細については、本市と事業者協議の上、契約に定める。

(年度) (委託施設)	令和 年 12 月～ 令和 年 3 月	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
取水施設	委託期間 (但し、習熟期 間)	委託期間				
浄水施設						
ポンプ所						
配水池						

(3) 本事業の範囲

事業者が実施する委託施設の業務範囲は、次の業務とする。

ア 運転業務

- ① 委託施設の設備機器の運転制御
- ② 委託施設の監視及び記録
- ③ 委託施設の巡視点検
- ④ 委託施設の故障・緊急時の対応
- ⑤ その他業務上必要な諸作業

イ 保守点検業務

- ① 機械設備点検
- ② 電気設備点検（自家用電気工作物の点検については除く）
- ③ 委託施設の調整及び交換
- ④ 委託施設の簡易な補修及び小塗装
- ⑤ 消防設備点検（法定点検等については除く）
- ⑥ 着水井、沈殿池、浄水池、配水池、ポンプ所など水槽の点検・清掃
- ⑦ ①から⑥までの結果記録並びに報告書作成
- ⑧ その他業務上必要な諸作業

ウ 環境整備業務

- ① 委託業務の範囲内の外構・植栽等の環境整備
- ② 委託業務の範囲内の清掃及び整理・整頓
- ③ 上記の記録及び報告書の作成

エ 水質管理業務

- ① 浄水場の運転管理上で必要な通常的な水質検査及び管理
- ② 1日1回行う色及び濁り並びに消毒の残留塩素（月1回行う水質検査は除く）
- ③ 臨機の措置及び緊急対応
- ④ 検査結果の記録及び報告書作成

オ 物品等調達業務

- ① 委託施設の運転に必要な薬品、電力、消耗品等の調達と管理
- ② 備消耗品類の在庫調査及び管理
- ③ 上記の記録及び報告書の作成

カ その他

- ① 夜間・土日祭日における、電話・来客者の対応
 - ② 夜間・土日祭日における、配水管漏水の通報及び災害緊急通報時における本市職員への連絡
 - ③ 委託施設の監視・警備
- (4) 事業者に要求される業務の水準
(下記項目に基づき提案書を作成すること)
- ア 本市が要求する水量・水質を遵守した委託施設の運転・維持管理を行い、安全な水を安定的に供給すること。
 - イ 委託施設の監視は、毎日 24 時間実施すること。
 - ウ 委託施設の機能に重大な障害が発生した場合等の緊急事態に備え、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。また、本事業履行を目的として配置される従事者のみによる対応では不十分な緊急事態を想定し、緊急事態発生後、直ちに対応が可能な広域的な緊急支援体制を自らの費用負担により構築すること。
 - エ 提案書の項目は、事業計画・運転管理・保守管理・経済評価（見積額）の項目別ごとに、作成すること。
 - オ 事業者は水道法第 24 条の 3 に基づき、受託水道業務技術管理者を配置し、委託業務の範囲について技術上の業務を行うこと。
- (5) 事業者の収入
本市は、事業者が実施する委託業務に関する対価について、あらかじめ定める額を委託料として委託期間を通じて事業者を支払う。

第 3 節 事業者選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、総合評価入札方式によるものとする。

入札公告	令和 年 月 日
入札説明書等の交付	令和 年 月 日 ～ 月 日
入札説明書等に対する説明会、契約書(案)の配布	令和 年 月 日
現地見学会	令和 年 月 日 ～ 月 日
参加表明書、参加資格審査申請書類受付	令和 年 月 日
参加資格予備審査	令和 年 月 日 ～ 月 日
参加資格審査申請書類の補正	令和 年 月 日 ～ 月 日
参加資格審査結果の通知	令和 年 月 日

第Ⅶ編 資料集
3 参考資料
3.2 総合評価方式における入札説明書の実施例

参加資格がないと認めた理由の説明要求受付	令和 年 月 日 ～ 月 日
入札説明等に関する質問受付	令和 年 月 日
参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答	令和 年 月 日
入札説明等に関する質問に対する回答	令和 年 月 日
入札及び提案書の受付	令和 年 月 日
落札者決定及び通知並びに公表	令和 年 月 日
契約締結	令和 年 月 日

第4節 入札参加者に関する条件

1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の参加資格要件

入札に参加することができる者は、参加資格確認の日において、次のすべてを満たす法人とする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ② 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者

イ 過去2年間のうちに、日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理を除く）の運転管理業務若しくは、下水道の終末処理場における処理施設の運転管理業務（以下「運転管理業務等」という）の受注実績を有するか、又は技術士（水道部門）が1名以上在籍していること。

ウ 水道技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍していること。

(2) 参加資格を有することの証明

入札参加希望者は、証明書類の提出により、参加資格を有することを明らかにしなければならない。

(3) 入札参加者の制限

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ア 本事業の提案審査委員会の委員が役員又は従業員として経営に関与している者
- イ 本事業に関するアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社
- ウ 本市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者
- エ 本市における指名停止の措置を受けている者

(4) 参加資格の審査

参加資格審査は、参加資格確認の日において、参加資格要件のすべてを満た

していることを、参加表明書及び参加資格審査書類に基づき事務局において確認する。

(5) 入札参加者等の禁止行為

入札に参加する者（以下「入札参加者」という）及び入札参加希望者は、入札参加資格がないと認められた理由の説明要求、入札説明書等に関する質問、その他入札説明書等に定められた手続によるもののほかは、自己の有利になることを目的として、本事業の事務局職員、提案審査委員会委員、その他本市関係者に働きかけを行ってはならない。

これらの行為を行った者については、応募参加資格を認めず、又は、入札参加資格を取り消し、若しくは、既に行った入札について無効とする。

(6) 参加資格の取り消し

参加資格確認後、入札結果の公表までの期間に、次のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加資格を取り消し、その者が行った入札は無効とする。

- ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされた者
- イ 不渡手形又は不渡小切手を振り出した者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することとなった者
- エ 本市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者
- オ 入札参加者等の禁止行為に該当する行為を行った者

2. 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用分担

応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札参加者は、入札金額に当該金額の100分の8相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

- ア 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加者が、過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本市は、本事業の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

また、事業者から提出された書類は、本市情報公開条例に基づき、公開されることがある。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者（入札参加資格を取り消された者を含む）がした入札
- イ 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を明示しない入札
- ウ 一の応募参加者が複数の提案を行った入札
- エ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された入札
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の入札
- カ 著しく信義に反する行為があった入札参加者が行った入札

(9) 本事業に係る額の公表

本事業を開始した日から令和 年 月 日までの期間において事業者が本市に提供するサービスの対価として、本市が事業者を支払うこととなる委託料の上限額（予定価格）は、〇千円である。

ただし、この額は、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたものである。

(10) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3. 応募に関する手続き等

(1) 入札説明書等の交付

入札説明書等の交付を次のとおり行う。

ア 交付日時

① 期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

② 時間

午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

イ 交付場所：〇〇会議室

(2) 説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

なお、この説明会の際に契約書（案）を配布する。

ア 日時：令和 年 月 日 午前 10 時～午前 11 時 30 分

イ 場所：〇〇会議室

(3) 現地見学会

希望者に対し、現地見学会を次のとおり開催する。

現地の見学を希望する者は、「現地見学会」参加申込書を持参、郵送、ファックス又はEメールにより、令和 年 月 日午後 5 時までに提出すること。

各希望者の見学日時は、別途通知する。

ア 期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

イ 時間：午前 10 時～午後 5 時までの時間において、指定する時間（2 時間程度）

ウ 場所：〇〇浄水場

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出すること。

ア 提出日時

令和 年 月 日 午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時

イ 提出方法

持参とし、郵送、ファックス及びEメール等による提出は認めない

ウ 提出先

エ 提出書類

- ・参加表明書
- ・参加資格審査申請書
- ・添付書類

（すべての入札参加希望者）

① 会社概要書

- ② 業務経歴書
- ③ 登記簿謄本（法人登記）
- ④ 直近3期分までの貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書
- ⑤ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑥ 市税の滞納がないことの証明書
- ⑦ 受注実績を証明する書類又は技術士（水道部門）の在籍を証明する書類
- ⑧ 水道技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類
- ⑨ 技術士（水道部門）の有資格者をもって、業務遂行管理責任者を選任すること及び事業活動の拠点を本市内に設置することの誓約書

（他の者の受注実績をもって入札参加者の受注実績に代えた者）

- ① から⑨までのほか、
- ⑩ 当該他の者の運転管理業務等の受注実績を証明する書類
- ⑪ 当該他の者との関係を明らかにする書類

なお、上記の添付書類のみでは入札参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。

オ 参加表明書を提出した後に入札を行わない場合は、入札辞退届を令和 年 月 日午後4時までに、本市へ持参により提出すること。なお、入札を辞退しても、今後、本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

（5）参加資格の予備審査及び補正

参加資格の予備審査を令和 年 月 日及び 日に行う。予備審査の結果、参加表明書、参加資格審査申請書及び添付書類に不備があった場合には、市が求めるところにより、令和 年 月 日から 日までの間に、必要な補正を行うこと。

（6）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和 年 月 日に入札参加者に対し、書面にて通知する。

なお、入札参加資格がないと判断された者は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までに書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、令和 年 月 日に当該者に対し送付する。

（7）入札説明書等に関する質問の受付

参加表明書を提出した者から、入札説明書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 質問の方法

質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、使用ソフトは、「Microsoft Word」とする。

イ 受付日時

令和 年 月 日午前9時から令和 年 月 日午後5時まで

ウ Eメールアドレス

(8) 入札説明書等に関する質問に対する回答の配布

入札説明書等に関する質問に対する回答書を次のとおり配布する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、混乱を招くおそれがあると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

なお、この回答は、当該入札参加者が質問したものに限らず、すべての入札参加者に対し、すべての質問への回答を送付する。

ア 配布日時

令和 年 月 日 午前11時

Eメールにより配布する。なお、使用ソフトは、「Microsoft Word」とする。

(9) 提案書の提出

入札参加者は、次により提案書を提出すること。

ア 提出日時

令和 年 月 日 午後1時～午後3時

イ 提出方法

持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、本市は受領書を発行する。

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

ウ 提出場所

エ 提出書類

提案書については、次のとおりとし、正1部副15部を提出する。また、電子データとしてDVD又はCDに保存したもの一式を、あわせて提出すること。

○提案書

- ・提案書提出書
- ・事業計画に関する提案書
- ・運転管理業務に関する提案書
- ・保守管理業務に関する提案書
- ・修繕工事業務に関する提案書

オ 提案書作成要領

提案書は、別添様式集（省略）を使用し、サイズは「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときには、折り閉じること。各提案書は分冊とし、参加資格審査結果の通知に記載されている入札参加者番号を必ず記入すること。

また、ロゴマークの使用を含めて、会社名がわかるような記述は厳に避ける

こと。

(10) 入札

入札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのうえ行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない市職員を立ち合わせるものとする。入札書は封筒に入れ、表面に入札件名及び入札者の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して封印し、1部を提出すること。

入札回数は1回とし、全員が無効の入札を行ったときは、当該入札は中止するものとする。

また、入札執行前に入札者が1社となったときは、当該入札は執行しないものとする。

入札後直ちに開札し、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。その際に、入札価格は公表しない。

ア 入札日時

令和 年 月 日 午後4時

イ 入札場所

ウ 入札金額の見積要領

入札金額は、本事業におけるサービスの対価として、事業期間（令和 年 月 日まで）を通じて、事業者が支払いを受けるべき委託料の総額をもって、見積もること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって、落札価格とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(11) その他

- ・ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ・ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 入札書に記載された金額が事業計画提案書で提案された事業費内訳明細書に記載された事業費の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）と相違する場合
 - ② 入札日を過ぎて入札書を提出しようとした場合
 - ③ 入札書に虚偽の記載があった場合
 - ④ 入札説明書等に違反すると認められた場合
 - ⑤ 入札価格が予定価格を超えるもの
 - ⑥ 入札保証金が所定の額に達しないもの

第5節 入札書類の審査

1. 審査委員会の設置

学識経験者等で構成する本市委託事業提案審査委員会（以下「委員会」という）の審査により選定された最優秀提案をもとに、本市は落札者を決定する。
なお、委員会の構成、委員の職・氏名は入札結果公表時に併せて公表する。

2. 審査の方法

(1) 入札参加資格の確認審査

本市は、参加表明書及び参加資格審査申請書により、入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。要件を満たさない場合は失格とする。

(2) 最優秀提案の選定

ア 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

委員会は、提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

ウ 提案内容の定量化審査

委員会は、入札書及び提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、得点の合計が最も高い提案が2つ以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

(3) 落札者の決定

ア 本市は、委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

なお、最優秀提案が2以上あるときには、当該者のくじ引きにより最優秀提案を選定する。くじ引きを行う場合の手順等については事態発生時に、本市から当事者に連絡する。

イ 入札結果は、令和 年 月 日に入札参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

ウ 入札結果は、審査結果講評の形式により公表する予定である。

3. 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

4. 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は次のとおりとする。（省略）

第6節 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書及び提案書を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1. 事業場所と敷地面積

- (1) 事業場所
- (2) 敷地面積
- (3) 建物面積

2. 施設の維持管理、運営等の提案に関する条件

本事業の範囲である施設の運転管理およびその関連業務、施設の保守管理業務及び施設の補修工事業務について、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

3. 事業計画の提案に関する条件

(1) 本市が支払う委託料

本市が委託期間を通じて支払う委託料は、入札参加者が提案する施設の運転管理業務、施設の保守管理業務及び施設の補修工事業務のサービスの対価として、入札参加者が提案する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。なお、委託料として支払う費用には、契約に係る費用、開業前の運転準備に伴う費用、移行期間における習熟運転に伴う費用、その他関連費用を含むものとする。

委託料は、事業開始の日から令和 年 月末日までの分を初回分とし、以降年12回、令和 年 月末日までの 回の支払いとする。

また、各回ごとの支払額は、移行期間に係る委託料について、その業務の範囲を踏まえ市と事業者が協議のうえ、その額を決定した後、その残額を原則として毎月均等に支払うこととする

(2) 土地及び施設の使用

事業者は委託期間中、当該施設用地及び施設を無償で使用することができる。

(3) リスク管理方針

ア 基本的考え方

本施設は、その管理者としての責任は本市にあるが、本事業の範囲における施設の維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事

業者と協議の上、本市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本市は事業者のリスク分担については、別表「リスク分担表」によるものとする。

なお、責任分担の程度や具体的内容については、契約により定めるものとする。

(4) 保険

本市は、既存設備に対してのみ災害共済に加入しており（以下「加入済保険」という）、事業期間中、これを継続する予定である。

本市が、当該保険による給付を受けた場合に、事業者の帰責事由によるときは、保険者が事業者に対して求償することがある。

なお、加入済保険の内容については、参加資格審査に合格した者に対し、次のとおり開示する。

ア 期間

イ 時間

ウ 開示場所

第7節 事業実施に関する事項

1. 業務遂行管理責任者の選任

本事業の実施にあたり、事業者は、技術士（水道部門）の資格を有する者をもって、業務遂行管理責任者を選任する。

業務遂行管理責任者は、本事業における責任者として、現場代理人たる統括責任者を指揮し、事業の遂行を管理する。

2. 事業活動拠点の設置

事業者は、本事業の円滑な遂行を図るため、本事業の実施場所のほかに、自己の事業活動の拠点となる本店、支店、事業所等を市内に設置することとする。

3. 業務の再委託等

本事業の実施にあたり、事業者は、本市の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。

本市は、再委託等をすることによって、業務の確実な実施が見込めないと認めるときには、承認をしないことができる。

また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

4. 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の債務不履行の場合

ア 事業者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、本市は、契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、本市は、契約を解除することができる。

ウ ア又はイにおいて、本市が契約を解除した場合、事業者は原則として原状回復義務を負う。

ほか、本市は事業者に対して、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 市の債務不履行の場合

ア 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。

イ アにおいて、事業者が契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、契約を解除することができる。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、契約で規定する。

5. 本市による本事業の実施状況の監視

本市は、契約に基づき、事業者により提供されるサービスの履行確認等のため、本事業の実施状況の監視をつぎのとおり行う。

(1) モニタリング

本市は、事業者が提供する施設の運転管理業務、施設の保守管理業務及び施設の補修工事業務の状況把握を目的として、本市の承認を得た各業務に関する計画書をもとに、定期又は随時に書面及び現地調査等により監視を行う。

(2) 支払の減額等

契約に定めるサービス水準を充足していないこと等が判明した場合は、委託

料の減額等行うことがある。減額等の方法については契約に規定することとし、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。なお決定に際しては事業者の意見を聴取する。

- ア サービス水準の充足
- イ 上記アを満たさない事項に対する改善

6. 支払手続

- (1) 事業者は、毎月ごとに業務完了届を作成し、速やかに本市に提出すること。
- (2) 本市は、業務完了届受領後 10 日以内に検査を行う。
- (3) 事業者は、本市の検査完了後、速やかに市に請求書を送付すること。
- (4) 本市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に委託料を支払う。

第8節 契約に関する事項

1. 契約手続

- (1) 本市は落札者と契約を締結する。
- (2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の○%とする。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の全部又は一部を納付しないことができる。

- ア 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 落札者が、過去2年の間に国（公社、公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約の概要

契約は、本市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき運営準備、維持管理、事業運営に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

2. その他

落札者が契約を締結しない場合は、総合評価方式の総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

第Ⅶ編 資料集
3 参考資料
3.2 総合評価方式における入札説明書の実施例

別表

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	内容変更リスク	本事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	契約締結リスク	本市の責による選定事業者が契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の責による選定事業者が契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本事業の契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		その他		○
	第三者賠償リスク	運営段階における騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		上記以外のもの		○
	事故の発生リスク	事業者の責による事故の発生		○
		上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	
	環境保全リスク	運営段階での環境に影響を及ぼす場合等	○	
		本市の指示、議会の不承認によるもの	○	
事業中止・延期に関するリスク	本市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
物価変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		
不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期	○		
計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの	○		
運転・維持管理	水量・水質変動リスク	原水の水量・水質の変動により、施設の能力・機能上、要求水準を満足できない場合に係る経費の増加	○	
	水量・水質変動リスク 経費上昇リスク	上記以外の経費の増加		○
		本市の責による業務内容・用途変更等に起因する経費の増大	○	
	経費上昇リスク	上記及び物価変動以外の要因による経費の増大		○
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
補修	性能リスク	要求仕様不適合		○
	突発修繕費の増大	事業者の責による修繕費の増大		○
	突発修繕費の増大 一般損害リスク	上記以外のもの 補修工事に関して生じた損害	○ ○	

(第1号様式)

令和 年 月 日

質 問 書

〇〇市水道事業管理者あて

商 号 又 は 名 称
所 在 地
代 表 者

印

担当者 氏名

電話

FAX

令和 年 月 日付で指名通知のありました「〇〇市水道事業浄水施設運転・維持
管理業務委託」に関し、以下の内容について質問書を提出いたします。

質問項目	質問内容（資料名・ページ番号等を記入すること）

(第2号様式)

令和 年 月 日

参 加 辞 退 届

〇〇市水道事業管理者あて

商 号 又 は 名 称
所 在 地
代 表 者

印

担当者 氏名

電話

FAX

令和 年 月 日付で指名通知のありました「〇〇市水道事業浄水施設運転・維持管理業務委託」に関し参加辞退を致したく、本参加辞退届を提出いたします。

(第3号様式)

令和 年 月 日

提 案 書 提 出 書

〇〇市水道事業管理者あて

商 号 又 は 名 称

所 在 地

代 表 者

印

担当者 氏名

電話

FAX

令和 年 月 日付で指名通知のありました「〇〇市水道事業浄水施設等運転・維持管理業務委託」に関し、「入札説明書等」に記載された事項のすべてを承諾し、添付書類とともに提案書を提出いたします。

3.3. 業務委託契約書の実施例

業務委託契約書

- 1 業務名 ○○市水道事業浄水施設等運転・維持管理業務委託
- 2 業務場所 ○○浄水場の他、本市が管理する取水施設・ポンプ所及び配水池
- 3 業務内容 ○○浄水場の他、本市が管理する取水施設・ポンプ所及び配水池の
運転・維持管理業務とし、その詳細については、仕様書等に定める。
- 4 契約期間 令和 年12月1日から令和 年3月31日まで
ただし、令和 年12月1日から令和 年3月31日まで習熟期間とする。
- 5 契約金額 金 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円)
取引にかかる消費税及び地方消費税額8%を含むものとする。
- 6 契約保証金
上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲) 住所
氏名

印

受託者(乙) 住所
氏名

印

第1章 総則

(総 則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、業務委託仕様書(以下「仕様書」という)その他関連書類に従い、この契約を履行しなければならない。

(使用言語等)

第2条 この契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

- 一 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は日本語とする。
- 二 この契約は日本法に準拠するものとし、日本法により解釈される。
- 三 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 四 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- 五 この契約における期間の定めについては、特に定めがある場合を除き民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 六 この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とする。

（書面主義）

第3条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

第2章 事業の範囲

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第4条 乙は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、業務委託が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（委託業務期間）

第5条 甲が乙へ業務を委託する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（関係法令の遵守）

第6条 乙は、業務の履行に当たり、〇〇市□□条例、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本委託を実施しなければならない。

（受託水道業務技術管理者）

第7条 乙は、甲から委託業務を受託するにあたり、水道法第24条の3第3項の規定により、受託水道業務技術管理者を定める。受託水道業務技術管理者は、総括責任者と兼ねることができる。

2 乙は、受託水道業務技術管理者を定めたときは、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。変更した場合も同様とする。

3 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を総括する責任者として、委託業務の遂行を管理する。

(総括責任者)

第8条 乙は、委託業務の履行に関し、その管理を行う現場業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、本件施設における委託業務の実施を統括する。

3 受託水道業務技術管理者は総括責任者を兼ねることができる。

(監督職員)

第9条 甲は、委託業務を監督するとともに、乙との連絡・交渉にあたらせるため、監督職員を置くものとする。

2 甲は前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。

① 契約の内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する回答

② 契約の履行に関する乙又は乙の総括責任者との協議

③ 乙の総括責任者及び従事者が不適とみなす場合の交替要求

4 前項の規定により、監督職員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。

5 契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行われるものとする。

(施設機能の確認及び使用)

第10条 甲及び乙は、令和 年 月 日において、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いのうえ、確認するものとする。

2 乙が委託業務を遂行するにあたり、甲は本件施設に乙の現場事務所を確保し、甲乙間で別途締結される使用貸借契約に従い、乙に無償で使用させるものとする。

3 契約に従い乙が調達する義務を負うものを除き、甲は乙による委託業務遂行にあたって必要な施設、機材、その他乙が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。

4 乙は、本件施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(貸与品等)

- 第11条 委託業務実施に際し、前条第3項の規定により甲が無償で乙に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 前項の規定により甲が乙に貸与する貸与品等につき、甲は乙に所有権を与えるものではない。
 - 3 乙は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から14日以内に、甲に借用書を提出しなければならない。
 - 4 乙は、貸与品等の善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 5 乙は、契約の定めるところにより、業務の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還しなければならない。
 - 6 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならない。

(業務履行計画書の策定)

- 第12条 乙は、当契約締結後速やかに仕様書に従って、業務履行計画書を定め、甲に提出しなければならない。
- 2 前項に基づく計画書が不相当であると認める場合は、甲は乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を求めることができる。

(計画の実施に伴う費用)

- 第13条 前条の業務履行計画は乙の責任と費用により実施されるものとする。

(施設更新の請求)

- 第14条 本件施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとすることが著しく非合理であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の更新を請求することができる。
- 2 前項の請求があったときは、甲は、速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を乙に通知しなければならない。
 - 3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮しなければならない。
 - 4 第1項の請求があったにもかかわらず、甲が必要な施設の更新を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を賠償する責めを負う。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲は、その程度に応じて、乙に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対してした賠償を乙に求償すること

ができる。

(施設改良等)

第15条 委託業務を効果的に実施するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

2 この契約の業務を効果的に実施するため、乙は、甲の承認を受けて、自己の責任と費用により、遠隔監視装置やコンピューターシステムの導入等、本件施設内に必要な設備を設置することができる。

3 前項の設備を設置する場合、乙は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、乙は、当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。

(改良施設の撤去)

第16条 この契約が終了したときは、乙は自己の責任と費用により、速やかに前条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。

(ユーティリティ等の調達)

第17条 乙は、自己の責任と費用により、履行期間中において、委託業務実施に必要なとなる電力、水道、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

2 甲から乙に貸与されるものを除き、乙は、自己の責任と費用により、委託業務の実施に必要なとなる消耗品、資機材、薬品、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(使用薬品の承認)

第18条 乙が、浄水処理に使用する薬品は、甲の承認を得たものに限る。

(再委託等の禁止)

第19条 乙は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部についてあらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(性能保証)

第20条 乙は、甲が仕様書等に定める原水に関する条件を満たしている時は、甲に対し事業期間を通じ仕様書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。

(水質異常に対する措置)

第21条 浄配水場の浄水水質（以下「浄水水質」という。）が仕様書に定める水準（以下「サービス水準」という。）を満たさないときは、乙は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、甲にその状況を報告するものとする。

2 浄水水質が水道法に定める水質基準を満たさない、又は、その恐れがあるときは（以下「水質異常」という。）、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

(協働の措置)

第22条 前条の規定による第三者への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力をもって、甲に協力する義務を負う。

2 前項の乙の協力が委託業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(臨機の措置)

第23条 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合において、乙は、自らとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行ううえで特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置を取ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

第3章 モニタリング

(業務日報の作成)

第24条 乙は毎日、業務日報を作成し、常時、本件施設に備え付けなければならない。

2 乙は、毎日、甲が指定する時間までに、前日分に係る業務日報の写しを甲に提出しなければならない。

(業務の報告)

第25条 乙は、委託業務の実施状況を正確に反映した業務報告書を作成し、各月の甲が指定する期日までに前月の月間報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌年度の甲が指定する期日までに、甲に提出しなければならない。

(実施状況の確認)

第26条 甲は、事業期間中、自己の費用により、乙が実施する委託業務の質及び内容を確保するため、次条から第29条までに定めるところにより委託業務の実施状況を確認する。

(日常の確認)

第27条 甲は、第22条に規定する業務日報に基づき、委託業務の実施状況を確認するものとする。

(定期の確認)

第28条 甲は、第25条第1項に規定する業務報告書に基づき、乙の立ち会いのうち、書類検査及び現地検査により、委託業務の実施状況を確認するものとする。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了しなければならない。

(随時の実施状況の検査)

第29条 前2条によるほか、甲は、必要と認めるときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、委託業務の実施状況を検査することができる。

2 前項の検査を実施するときは、乙は、委託業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど甲に協力しなければならない。

(改善通告)

第30条 前3条による検査の結果、仕様書等に定めるサービス水準の未達が判明した場合には、甲は、乙に対して、サービス水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 乙は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第25条第1項の月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。

3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにしたうえで、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第31条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該サービス水準の是正がなされなかったときは、甲は乙に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

(委託料の支払停止)

第32条 前条に基づき、変更し又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されないときは、甲は乙に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、甲は、乙に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該サービス水準の未達が是正されたときは、甲は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、すみやかに乙に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(総括責任者等の交代要求)

第33条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期日までに、当該サービス水準の未達が是正されないときには、甲は乙に対し、総括責任者、その他の関係者の交代を要求することができる。

第4章 委託料

(委託料の額)

第34条 甲は、乙に対し、委託料として〔 〕円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

2 前項の委託料は、委託料を履行期間〔 〕ヶ月で均等に除した額を支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し支払うものとする。

(支払の手続)

第35条 乙は、第25条第1項の月間業務報告につき、第26条第1項の実施状況の確認を受けたときには、委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により第28条第2項の期間内に委託業務の実施状況の確認をしないときは、その期限を経過した日から委託業務の実施状況の確

認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（物価の変動に基づく委託料の減額の変更）

第36条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は前条の定めにかかわらず、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

第5章 危険負担

第1節 一般的事項

（原水の確保）

第37条 水道水を安定的に供給するための原水の確保は、甲が、自己の責任において、実施しなければならない。

（所有権）

第38条 乙は、本件施設の所有権は、甲に属することを確認する。

（故意又は過失による損害賠償）

第39条 委託業務の実施に関し、故意又は過失によって第三者に損害を生じたときは、乙は、これを賠償する責めを負う。

（保険）

第40条 乙は、契約期間中、自己の費用により、賠償責任保険、火災保険、その他必要な保険を付保するものとする。

2 乙が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを甲に提出する。

第2節 法令変更

（法令変更に伴う通知の付与）

第41条 本契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って委託業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施の為に追加費用が発生するとき、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされた日以降において、この契約に基づく自己の

義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第42条 甲は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について、乙と協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に契約の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、委託業務継続の可否を含め、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知する。

(不可抗力による損害)

第43条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動、その他自然的又は人為的な事象（仕様書で定めたものにあつては、当該規定を超えるものに限る。）であつて、甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、契約に従って委託業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施の為に追加費用が発生するとき、乙は当該実施の為に追加費用が発生するとき、乙はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に通知しなければならない。

2 当事者は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 第1項の規定により、不可抗力に対応するため、速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について、協議しなければならない。

4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更並びに追加費用の負担について合意が成立しないときは、委託業務継続の可否を含め、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知する。

(契約の解除)

第44条 本契約の締結後における不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、甲は、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払の委託料について、甲及び乙の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第35条の規定を準用する。

第6章 契約の終了

(乙の債務不履行等による契約の解除)

第45条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- ① 乙の責に帰すべき事由により、事業開始予定日から30日経過しても委託業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
- ② 乙の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、乙が水道水の供給の一部又は全部を行わないとき。
- ③ 甲が乙に対して、第1条第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となったサービス水準の未達が是正されないとき。
- ④ 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不納となったとき。
- ⑤ 前3号に規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ⑥ 乙が破産、会社更生、民事再生、会社整理若しくは特別精算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申立がなされたとき。
- ⑦ 乙が、自らの事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- ⑧ 乙が、本契約に基づく義務に著しく違反したとき。

(甲の債務不履行による契約の解除)

第46条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- ① 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第1条第2項(委託料の支払)に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても委託料を支払わないとき。
 - ② 甲が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
 - ③ 甲の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定により本契約が終了する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払の委託料について、甲及び乙の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、第35条(支払の手続)の規定を準用する。

(履行期間終了に伴う運転指導)

第47条 委託業務が終了したとき、又は第45条第1項の規定により契約が解除されたとき、乙は甲の指定する者に、対象施設の運転、機能効率化設備の操作に

係る指導を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 指導の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。
- ② 甲が指導の必要がないと認めたとき。

2 運転指導の内容、期間等は甲乙協議により定める。

(契約期間終了時の施設の確認)

第48条 契約が終了するときは、甲及び乙の双方が立会いの上、既存設備について、第10条第1項に基づき確認した既存施設の内容と相違がないことを確認する。

2 前項の確認の結果、既存施設の内容との相違があるときは、乙は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び甲の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。

(瑕疵担保)

第49条 甲は、業務報告書の確認の日から1年経過までの間に、乙の業務の瑕疵に起因して委託業務の対象施設の内容に損害が発生した場合、甲は、乙に対して当該瑕疵の補修を請求することができる。

第7章 補則

(秘密の保持と情報の開示)

第50条 甲及び乙は、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 第1項の定めは、頭書の契約期間満了後又は本契約の終了又は解除後も存続する。

3 甲又は乙は、本業務の履行に伴い知り得た情報、甲及び乙の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。

(契約の変更)

第51条 本契約は甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行えるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第52条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、既存施設等について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

(著作物の使用等)

第53条 委託業務の実施にあたって使用する著作物の著作権は当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払は免除されるものとする。

(公租公課)

第54条 契約に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする、甲は、委託料に含まれる消費税を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

(保証金)

第55条 乙は契約締結と同時に、甲に契約保証金を納付するものとする。ただし、乙が、保険会社との間に、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合においては、この限りでない。

2 前項の契約保証金は、本契約の履行後還付する。この場合、一切の利息は付さないものとする。

(管轄裁判所)

第56条 本契約に関する紛争は、頭書の業務場所を管轄する地方裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項及び解釈の疑義)

第57条 本契約書若しくは仕様書に定めのない事項、又は本契約書若しくは仕様書の解釈について疑義が生じた場合、そのつど、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

3.4. 業務委託仕様書の実施例

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務委託仕様書は、〇〇市（以下「委託者」という。）が管理する浄水場及び場内外の取水井戸・ポンプ所・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者名挿入（以下「受託者」という。）は、浄水場等及び水道施設の機能が十分発揮できるよう、本業務委託仕様書のほか、契約書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全にまた、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、業務委託仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

(業務の範囲)

第3条 業務委託の範囲及び業務内容は、特記仕様書のとおりとする。

(業務管理)

第4条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- 3 受託者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 5 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(職員の届出)

第5条 受託者は、職員の履歴、職種、職階、職務分担等（職員の資格を証明するものを含む）を記載した職員選任届を届け出ること。また異動若しくは変更のある場合は、事前に委託者の承認を得てから届け出るものとする。

- 2 受託者の職員について業務の履行上著しく不適合と認められる場合は、委託者

及び受託者が協議の上、当該職員を変更することができる。

(職階及び有資格者の基準)

第6条 職階の基準及び有資格者の基準は特記仕様書に記載するとおりとする。

(総括責任者の職務)

第7条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 受託水道業務技術管理者の業務を行う。
- (2) 技術上の業務を統括する責任者として、職員の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
- (3) 契約書、業務委託仕様書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (4) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(有資格者の職務)

第8条 業務履行上必要な有資格者は特記仕様書に定めるとおりとする。

(運転管理業務計画書)

第9条 運転管理業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。
業務方針及び業務の概要
- (2) 現場組織に関すること。
現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務工程に関すること。
年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること。
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生教育に関すること。
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全・保安管理に関すること
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書)

- 第10条 受託者は業務計画について、あらかじめ委託者と協議し、特記仕様書に記する諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。
- 2 月間業務計画書を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議しなければならない。
- 3 受託者は、月間業務計画書に基づき業務を進行し、特記仕様書に記する内容等により月間業務完了報告書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務報告書に添付して提出すること。

(業務記録等の整備)

- 第11条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(業務計画書、報告書等)

- 第12条 受託者は、本業務委託仕様書「第2章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る計画書、報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

- 第13条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(保全・保安教育及び訓練)

- 第14条 受託者は、作業、維持（運転、監視、巡視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、浄水場等施設の保全・保安に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。
- 2 受託者は作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

- 第15条 受託者が、業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は貸与する。
- 2 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第16条 受託者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、特記仕様書で定める清掃は除く。

(事務室等の自主管理)

第17条 受託者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で供与するが使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担とする。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

(従事者の服装等)

第18条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第19条 受託者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、特記仕様書に定める事項により火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(浄水場等施設の一般管理)

第20条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、浄水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲)

第21条 業務の主な内容は次のとおりとし、第23条以降に記すほか、特記仕様書に記載するものとする。

1 運転業務

(1) 浄水場等の設備機器の運転制御

- (2) 委託施設の監視及び記録
 - (3) 委託施設の巡視点検
 - (4) 委託施設の故障・緊急時の対応
 - (5) その他業務上必要な諸作業
- 2 保守点検業務
- (1) 浄水場等の機械設備点検
 - (2) 浄水場等の電気設備点検
 - (3) 浄水場等の調整及び交換
 - (4) 浄水場等の簡易な補修及び小塗装
 - (5) 消防設備点検(法定点検等については除く)
 - (6) 着水井、沈殿池、浄水池、配水池、ポンプ所など水槽の点検・清掃
 - (7) (1)から(6)までの結果記録並びに報告書作成
 - (8) ろ材の洗浄業務
 - (9) その他業務上必要な諸作業
- 3 環境整備業務
- (1) 浄水場等の範囲内の外構・植栽等の環境整備
 - (2) 浄水場等の範囲内の清掃及び整理・整頓
 - (3) 上記の記録及び報告書の作成
- 4 水質管理業務
- (1) 浄水場の運転管理上で必要な通常的な水質検査及び管理
(ただし法令に定める年1回の検査及び月1回行う水質検査は除く)
 - (2) 毎日1回、指定された末端給水栓について行う「色及び濁度並びに残留塩素濃度」の検査
 - (3) 毎月1回、指定された末端給水栓について行う「色及び濁度並びに残留塩素濃度」の検査
 - (4) 臨機の措置及び緊急対応
 - (5) 検査結果の記録及び報告書作成
- 5 物品等調達業務
- (1) 浄水場等の運転に必要な薬品、電力、消耗品等の調達と管理
 - (2) 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
 - (3) 上記の記録、報告書の作成
- 6 その他
- (1) 夜間・土日祭日における、電話・来客者の対応
 - (2) 夜間・土日祭日における、配水管漏水の通報および災害緊急通報時における委託者職員への連絡
 - (3) 浄水場等の監視・警備

(施設の運転日及び運転時間)

第22条 業務対象設備の施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重故障等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し委託者が運転方法を指示する。

(施設の制御及び監視)

第23条 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できるものとする。

(1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理

(2) 取水・送水設備の適正な流量管理

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視

(2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量の監視及び制御

(3) 取水井戸の監視及び制御

(4) 浄水場等の各地の水位及び流量などの監視及び制御

(5) 浄水場等のポンプ施設の流量監視及び制御

(6) 沈殿池、前処理用移動床ろ過機、急速ろ過機、活性炭ろ過機の運転監視及び制御

(7) 濁度、pH 値、アルカリ度、残留塩素等水質の監視

(8) 薬品等の注入量の監視及び制御

(9) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録及び制御

(10) 薬品等の取扱い及び受け入れ立会い

3 受託者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録しなければならない。

(巡視点検)

第24条 受託者は、次の巡視点検を実施するものとする。

(巡視点検の頻度は特記仕様書のとおりとする。)

(1) 受変電設備

(2) 送水ポンプ・配水池・加圧ポンプ所・取水井戸

(3) 薬品注入設備

(4) 建物付帯設備機器

(5) 場内各地の状況

(6) 前処理用移動床ろ過設備

- (7) 沈殿池設備
- (8) 急速ろ過設備
- (9) 活性炭ろ過設備
- (10) その他業務上必要な巡視

(調整及び整備)

第25条 受託者は各機器が正常に動作するように調整及び整備に努めること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は別に定める。

- 2 受託者は、次の調整及び整備を実施するものとする。
 - (1) 各種ポンプ類の消耗品の交換及びオイル交換
 - (2) 各種電動機類の消耗品の交換及び調整
 - (3) 各種バルブ類のグリースアップ
 - (4) 制御に関する発信機の点検交換及び調整
 - (5) 各流量計の流入量の調整

(簡易な修繕等)

第26条 受託者は、点検整備により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行うとともに、委託者に報告する。

- 2 設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については受託者の負担とする。

(範囲外業務への補助)

第27条 受託者は、次の業務に関し補助を行うものとする。

- (1) 委託者が行う催事への参加

(業務管理)

第28条 受託者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 運転操作に伴う操作表の作表
- (4) 浄水場等の自主管理
- (5) 完成図書等借受物品の管理
- (6) 宿日直における来客、電話及びFAX等の受付
- (7) 管路漏水事故における委託者職員への連絡
- (8) 浄水場等の警備及び施錠

(9) 災害時における業務

(就業形態)

第29条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 運転監視業務 24 時間
- (2) 巡視点検 計画による
- (3) 保守点検等 計画による
- (4) 水質分析 計画による
- (5) 緊急時 必要の都度

ただし、浄水場等の設備が自動化もしくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が打ち合わせの上、業務形態を変更できるものとする。

(水道施設運転管理業務要領)

第30条 受託者は、業務の履行にあたっては、業務計画書に定める「水道施設運転管理業務要領」によるものとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第31条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 受託水道技術管理者選任届
 - (3) 総括責任者及び代務者選任届
 - (4) 業務履行計画書
 - (5) 借用承認願
 - (6) その他必要なもの
- 3 年間業務計画書一式（前年度の1月末までに提出）
- 4 月間業務計画書一式（前月の25日までに提出）
- 5 年間業務報告書一式
- 6 翌年度4月10日までに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 業務完了年度年間業務完了届
 - (2) 業務完了年度年間業務完了書一式
 - (3) その他当該年度業務完了に必要なもの
- 7 その他委託者が要求するもの

(業務検査)

第32条 受託者は、月間及び年間業務を完了したとき特記仕様書に定める方法により、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

第4章 その他

(経費の負担)

第33条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。

(責任)

第34条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替えもしくは、補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(雑則)

第35条 本業務委託仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等にかかわる資料の提出を、委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(事業実施におけるリスクマネジメント)

第36条 事業実施における浄水場等の施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

- 2 リスクの分担及びマネジメントについては、別紙-1「リスク分担表」に基づき、その程度や具体的内容については、別途リスク等協議書を双方協議の上作成するものとする。
- 3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。
- 4 受託者は加入した保険について、運転管理業務計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(水質の保証範囲)

第37条 受託者が行う施設の運転において、日常監視項目の保証水質は表-1とし、水質管理目標値は表-2のとおりとする。

保証水質 (表-1)

	項目	水質	採水箇所
1	pH	5.8 以上 8.6 以下	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	浄水施設出口
3	残留塩素濃度	1.5mg/L 程度	浄水施設出口
4	色度	5 度以下	浄水施設出口
5	濁度	2 度以下	浄水施設出口

水質管理目標値 (表-2)

	項目	水質	採水箇所
1	pH	7.5 程度	浄水施設出口
2	味	異常でないこと	浄水施設出口
3	残留塩素濃度	1.0mg/L 程度	浄水施設出口
4	色度	異常臭がしないこと	浄水施設出口
5	濁度	0.1 度以下	浄水施設出口

(水量の保証範囲)

第38条 受託者が行う施設の運転において、保証すべき水量は特記仕様書の水量をおおむね上限とする。

(疑義)

第39条 本業務委託仕様書に疑義を生じた場合又は、業務委託仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

特記仕様書の実施例

(目的)

第1条 この特記仕様書は、業務委託仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図る事を目的とする。

(施設運転概要)

第2条 施設の運転能力に関する契約基準値等は、次のとおりとする。

- (1) 施設能力は、令和〇年度運転実績を契約基準値とし「浄水場等年間運転管理指標及び薬品等調達量」取水量、浄水場配水量のとおりとする。
- (2) 薬品等の年間調達量は「浄水場等年間運転管理指標及び薬品等調達量」ユーティリティ他に規定された数量とする。
- (3) 水質に関しては「浄水場等年間運転管理指標及び薬品等契約基準値」水質に規定されたとおりとする。

(有資格者)

第3条 業務委託仕様書第8条で定める業務履行上必要な有資格者とは、次のものをいう。

- ・受託水道業務技術管理者

ただし、特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB）または、有資格者に記載なき資格であっても、業務履行上において必要な資格者については、受託者の責任において確保及び受講すること。

(運転管理業務計画書の要領)

第4条 業務委託仕様書第9条の「運転管理業務計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- 1 業務計画書は、A版により作成し、原則としてA4、A3とする。
- 2 運転管理業務計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「業務概要に関すること」は、水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。
 - (2) 「業務組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織・業務分担・緊急時体制・その他の組織、その体制を、その目的と系統および分担等が明確に把握できるよう記載すること。
 - (3) 「業務計画に関すること」は、安全で安定的に浄水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

- (4) 「業務方法に関すること」は、浄水場等施設を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点（ポイント）、日常及び巡回点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載すること。
- (5) 「安全衛生管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理にかかわる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。
- (6) 「各種報告書様式」は、契約書、業務委託仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成する。

（月間業務計画書等）

第5条 業務委託仕様書第10条第1項及び第3項で定める月間業務計画書及び月間業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとする。

- 2 月間業務完了報告書は、月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかとなるよう記載すること。（内容は受託者と協議の上、決定する。）

(貸与類の台帳)

第6条 業務委託仕様書第15条で定める貸与品については、台帳に記載し管理する。(内容は受託者と協議の上、決定する。)

(受託水道業務技術管理者の業務)

第7条 業務委託仕様書第21条で定める基本業務とは、運転監視業務、施設巡回管理業務、水質検査業務等であり、受託水道業務技術管理者の行う業務である。

(簡易な修理造作小塗装)

第8条 業務委託仕様書第26条に規定する簡易な修理、造作及び小塗装とは、次のとおりである。

- 2 簡易な修理・造作とは特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作をいう。
- 3 小塗装とは、足場を使用しない場所において、錆、腐食等による剥離、錆防止のため行う部分的な塗装をいう。

(業務完了報告書)

第9条 月間業務完了報告書及び年間業務完了報告書は以下について報告すること。

- 2 月間業務完了報告書
業務完了月毎に次のものを提出する。
 - (1) 月間業務完了検査願
 - (2) 月間業務完了届
 - (3) 月間業務完了報告書
 - ① 月間所見
 - ② 月間運転管理データ
 - ③ 月間水質管理データ
 - ④ 業務実績報告書
 - (4) その他業務検査必要書類
- 3 年間業務完了報告書
 - (1) 年間業務完了検査願
 - (2) 年間業務完了届
 - (3) 年間業務完了報告書
 - ① 完了所見
 - ② 年間運転管理データ
 - ③ 年間水質管理データ
 - ④ 年間業務実績報告書

- ⑤ 物品管理報告書
- ⑥ 保全管理年間実績報告書
- (4) その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第10条 業務完了検査は、次の方法により行うものとする。

2 月間業務完了検査

- (1) 月間業務先丁検査は、受託者から月間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査目及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した月間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- (4) 業務完了書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

3 年間業務完了検査

- (1) 年間業務完了検査は、受託者から年間業務完了検査願が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
- (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。
- (3) 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- (4) 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- (5) 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第11条 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務備品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品。ただし、委託者が使用を認め

た場合は、この限りではない。

- (3) ポット・食器棚・茶器・台所用品等の消耗品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (4) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器。
- (5) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・機器。ただし、特殊工具及び、調整・整備に係る資材等は除く。
- (6) 点検・巡回用車両及び車両維持にかかわる費用。
- (7) 清掃用具及び清掃用品、消耗品。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。
- (8) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費。緊急時、委託業務の連絡用としての電話、ファックス、インターネットは、委託者所有の機器を利用できるものとする。
- (9) 浄水場の運転に必要な薬品費、電力費、燃料費及び調達、管理に係る経費。ただし、特記仕様書第2条に規定した条件を大幅に超える造水分に要した費用及び管理棟使用分は除く。
- (10) 設備管理台帳システムによる管理業務に要する経費。
- (11) 浄水場等巡回のための装置（巡回、点検ツール）
- (12) 遠隔監視等に要する設備機器及び監視システムに係る経費。
- (13) 備消耗品等の調達、管理費用
- (14) 各種保険の加入に係る経費

（設備管理台帳）

第12条 設備管理台帳は、計画的な改築、修繕が実施できるよう機器仕様、故障、工事暦等について記載したものを作成・整備する。

（環境整備業務）

第13条 対象、頻度及び範囲について

取水井戸、浄水場、各ポンプ所、配水池の草刈、清掃作業及び頻度は、隣接地に迷惑がかからないよう実施するとともに、各地域の実情にあった時期（田植、稲刈り、道打ち等）に行うこと。

(保守点検)

第14条 巡視・点検の頻度は次のとおりとする。

- (1) 末端給水の水質検査・・・・・・・・ 1日1回及び月1回
- (2) 浄水場設備の保守点検・・・・・・・・ 1日2回（AM、PM）以上
- (3) 取水井戸の保守点検・・・・・・・・ 週1回以上
- (4) 配水池の保守点検・・・・・・・・ 週1回以上
- (5) 各ポンプ所の保守点検・・・・・・・・ 週1回以上

巡視・点検の頻度は委託者と協議の上、年間業務計画予定表及び月間業務計画予定表に記載し、業務委託仕様書第10条に基づき報告するものとする。

3.5. 要求水準書の実施例

1. 事業内容

この要求水準書は、本市が事業者に対して本質的に求めている事項である。事業の目的、事業期間および事業の範囲に分けて以下に示す。

(1) 事業の目的

本事業は、本市水道事業の運営にあたり、〇〇浄水場の運転管理および維持管理を包括的に委託し、経営の改善と安全で安定した水道水を供給することを目的とする。

(2) 事業期間

事業期間は、業務を開始した日から令和 年 月 日までとする。

ただし、業務を開始した日から令和 年 月下旬までの期間（約〇箇月間）は、移行期間として、下記（3）本事業の範囲に示す業務の範囲内で、順次、業務範囲を拡大していくものとする。

移行期間内における業務拡大のスケジュール、業務運営方法等については、契約に定めるところにより、本市と事業者の協議のうえ、決定する。

なお、事業開始の日から令和 年 月 日までの期間は、電力・薬品・消耗品等のユーティリティの調達は本市において措置することとする。

(3) 事業の範囲

- ・ 施設の運転管理及びその関連業務
- ・ 施設の保守管理業務
- ・ 施設の補修工事業務

2. 前提条件

前提条件とは、本事業について事業者に提案を求めない、本市が予め定める事項および実施する行為等である。

(1) 事業用地

本事業において事業者が使用・維持管理する用地を別図に示す。（省略）

(2) 事業者が使用できる既存施設

本事業において、事業者が使用できる既存の施設は、別図に明示するすべての施設とする。

(3) 事業者が使用できる備品

- ・ 事業者に管理を委託する備品および事業者が調達すべき消耗品の定義については、会計規程によるものとする。
- ・ 事業者に管理を委託する備品は、事業開始時に本市が指定する。
- ・ 本市から管理を委託された備品は、事業者は無償でこれを使用することがで

きる。

- ・ 事業期間中の備品の管理については、本市と協議のうえ、実施することとする。

3. 業務要求水準

(1) 水質管理の水準

水道水質管理計画を作成し、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底することとし、必要事項の検査・測定の実施及び必要に応じたジャーテストの実施など、最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。

水質管理に関する要求水準は、以下の通りとする。

項 目	水 準
浄水池から管末に関する浄水水質	水道法に規定する水質基準
〇〇浄水場ろ過水濁度	0.1 未満
〇〇浄水場浄水池出口水素イオン濃度	7.5～7.7
〇〇浄水場配水塔出口残留塩素濃度	0.5mg/L～0.8mg/L

(2) 水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量・送水量の調整、浄水池処理工程の水位等のバランス調整及び浄配水場間の送・受水量の調整を行い、安定した配水量を確保・供給に努めること。

水量管理に関する要求水準は、以下の通りとする。

〇〇浄水場最大取水量		8,640a/日
〇〇広域水道受水量 (協定書による水量とする)	令和〇年度	平均 2,350 a/日
	令和〇年度	平均 2,120 a/日
	令和〇年度	平均 2,120 a/日
平均給水量 (想定する給水量)	令和〇年度	平均 7,409 a/日
	令和〇年度	平均 7,401 a/日
	令和〇年度	平均 7,394 a/日
平均取水量 (想定する取水量)	令和〇年度	平均 5,199 a/日
	令和〇年度	平均 5,428 a/日
	令和〇年度	平均 5,420 a/日

(3) 水圧管理の水準

管末で減圧給水とならないよう、〇〇配水場配水圧力及び〇〇浄水場の配水塔水位を適切に管理し、適正な水圧管理に努めること。

水圧管理に関する要求水準は次の通りとする。

項 目	水 準
〇〇浄水場送水圧力	0.31MPa～0.33MPa(3.2～3.4kg/a)
〇〇配水場送水圧力	0.25MPa～0.26MPa(2.5～2.7kg/a)
〇〇浄水場配水塔水位	17m～19m

(3) 施設の保守管理業務

ア 保守管理の水準

事業期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行なうことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で本市に引渡しが行えるよう、関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。

イ 建築物保守管理業務

浄水場建築物について、その機能を良好に保ち、かつ現状と比べて美観を損なわないよう保守・管理を行うこと。

ウ 建築設備保守管理業務

浄水場建築物等に係る建築設備について、その機能を良好に保つよう保守・管理を行うこと。

また、防災上必要と考えられる設備については、事業者において設置すること。

エ 機械・電気・計装設備保守管理業務

機械・電気・計装設備は何らかの故障や事故が発生すると施設全体を停止させるような事態が生ずることもあるため、設備の構造や特性はもとより、本浄水場のシステム全体を熟知し、保守管理を行うこと。

高圧電気設備については、事業期間内において最低1回精密点検を実施すること。

また、電気主任技術者業務を含めて、事業者にて対応すること。

オ 水槽等の保守管理業務ならびに清掃業務

浄水場の以下に示す水槽等については、少なくとも以下に示す頻度にて水を排水し、内部に損傷等のないことを確認するとともに清掃等、保守管理を行うこと。

- ・ 配水池＝毎年1回
- ・ 沈殿池（2池）＝毎年1池1回（交互）

また、その他全ての施設に対して、外観、衛生状態を良好に保ち、人に不快感を与えないよう適切に清掃等を行うこと。

ここに「清掃等」とは、建物内部、敷地内、配水池等の清掃業務であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般および産業廃棄物の許可を必要とする業務を除くものとする。

カ 文書の管理業務

浄水場には、浄水場の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる竣工図その他の文書を保管しており、これら文書の毀損・滅失がないよう適正に保管すること。また、本市の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。

キ 備品等の保守管理業務

施設の維持管理を良好に行うための備品の保守・管理を行うこと。

ク 外構施設保守管理業務

外構施設について、その機能を良好に保ち、かつ現状と比べて美観を損なわないよう保守・管理を行うこと。

ケ 植栽維持管理業務

浄水場内の植栽について、これを良好に保つよう維持管理を行うこと。

コ 警備業務

浄水場内の平穏・安全を保つよう、警備業務を行うこと。

サ 環境衛生管理業務

本事業の実施にあたっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。

シ データの記録

保守管理に係るデータは、これを記録すること。

データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、市との協講のうえ決定するものとする。

(5) 施設の補修工事業務

ア 事業期間内において劣化の生じた設備等については、その補修工事を行うこと（補修工事には取替修繕を含む）。

本業務には、事業終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。

なお、資本的支出に係る工事はその対象外とする。

ここで、資本的支出とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の定めるところによる。

イ 補修工事については、これを記録すること。

データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、本市との協議のうえ決定するものとする。

(6) その他

ア データの記録・分析・整理

運転管理に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、事業開始に先立つ計画書の中に明示し、本市との協議の上決定

するものとする。

イ 薬品の調達及び管理

事業者は、最適な浄水処理により良好な水質を保持するために必要な薬品の調達を行い、その管理については、関係法令に定めのある有資格者の業務を含め適切に行うこと。

浄配水場で使用する薬品の種類・品質については、事前に本市と協議のうえ使用すること。

ウ 通信の調達と管理

事業者は、テレメーター・電話回線等運転管理に必要な通信の調達を行い、その管理を行うこと。

エ 電力・燃料の調達及び管理

事業者は、浄配水場の運転管理を良好に行うため、安定した電力・各種燃料の調達を行い、適正に管理すること。

オ 非常時の対応

事業者は、非常時には、利用者への影響を最小限に食い止められるよう、最善の対応をしなければならない。

カ 消耗品類の調達及び管理

事業者は、委託業務の実施に要する全ての消耗品類について、その調達と管理を行い、調達にあたっては、浄配水場の運転管理に支障をきたすことのないよう、適正に行うこと。

3.6. 総合評価方式における落札者決定基準の実施例

1. 審査方式

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（運転管理能力、維持管理・運営能力、補修技術力等）を有することが必要となるため、落札者の決定にあたっては、価格及びその他の条件（技能、技術等）によって落札者を決定する総合評価方式を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価方式により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

(1) 総合評価一般競争入札

総合評価一般競争入札の方法は次のとおりである。

1) 入札参加資格の確認審査（以下「参加資格審査」という。）

市は、参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

資格不備の場合は失格とする。

2) 最優秀提案の選定

①入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

②提案内容の基礎審査

提案審査委員会（以下「委員会」という。）は、提案書に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

③提案内容の定量化審査

審査委員会は、入札書及び提案書に記載された内容について、この落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

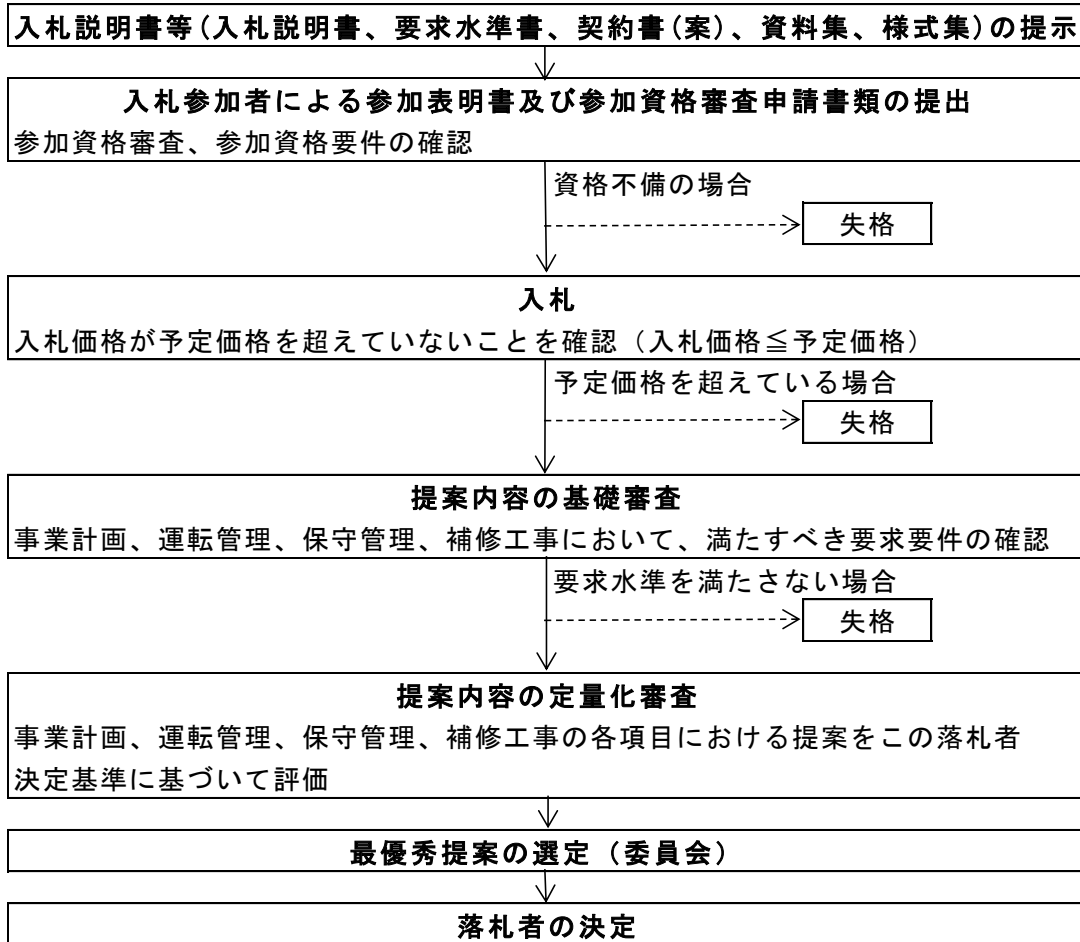
なお、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

3) 落札者の決定

市は、委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

なお、最優秀提案が2以上ある場合には、当該者によるくじ引きにより、落札者を決定する。

(2) 審査等の流れ



2 参加資格審査の方法

(1) 入札参加資格

①入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、参加資格確認の日において、次のすべてを満たす法人とする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者

イ 過去2年間のうちに、日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における浄水施設（排水処理施設を除く。）の運転管理業務、若しくは下水道の終末処理場における処理施設の運転管理業務（以下「運転管理業務等」という。）の受注実績を有するか、又は技術士（水道部門）が1名以上在籍していること。

なお、入札参加希望者が、運転管理業務等の受注に関する事業を強化する目的で設立された法人で、当該入札参加希望者の出資者に運転管理業務等の受注実績がある場合など、他の者の受注実績をもって、当該入札参加希望者の実績とみなすことが相当であると認められるときには、当該他の者の受注実績をもってこれに代えることができる。

ウ 水道技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍していること。

②参加資格を有することの証明

入札参加希望者は、証明書類の提出により、参加資格を有することを明らかにしなければならない。

③入札参加者の制限

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

ア 委員会の委員が役員又は従業員として経営に関与している者。

イ 本事業に関するコンサルタント業務に関与した者及びその関連企業。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者。

エ 指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。

(2) 審査の項目

参加表明書、参加資格審査申請書及び下記の添付書類により、入札参加資格の有無を審査するとともに、入札参加者の制限に該当しないかを確認する。

(すべての入札参加希望者)

- ・ 会社概要書
- ・ 業務経歴書
- ・ 登記簿謄本（法人登記）
- ・ 直近3期分までの貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書
- ・ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ・ 市税の滞納がないことの証明書
- ・ 受注実績を証明する書類又は技術士（水道部門）の在籍を証明する書類
- ・ 水道技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類
- ・ 技術士（水道部門）の有資格者をもって、業務遂行管理責任者を選任すること及び事業活動の拠点を市内に設置することの誓約書

（他の者の受注実績をもって入札参加希望者の受注実績に代えた者）

上記のほか、

- ・ 当該他の者の運転管理業務等の受注実績を証明する書類
- ・ 当該他の者との関係を明らかにする書類

(2) 審査の流れ

参加表明書及び参加資格審査申請書により参加資格について確認し、その結果を当該者に対し通知する。

3. 基礎審査の方法

(1) 審査の項目

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

①共通事項

- ・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の相違、矛盾等がないこと
- ・ 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること

②事業計画に関する提案書

- ・ 入札書の金額と提案書の事業費内訳明細書の内容に相違がないこと
- ・ リスク分担に関し、入札説明書に示したリスクの分担方針との相違がないこと

③運転管理業務に関する提案書、保守管理業務に関する提案書、補修工事業務に関する提案書

- ・ 当該提案に関連する各様式（様式集参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書と矛盾していないこと

(2) 審査の流れ

入札書及び提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査事項について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書類について、定量化審査を行う。

4. 定量化審査の方法

(1) 審査の方法

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

1) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

なお、本市は本事業について、包括委託することにより、経営の改善を図るとともに、サービス水準の向上を期待している。

2) 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

審査項目（大項目別）	配点
事業計画に関する事項	18点
運転管理業務に関する事項	24点
保守管理業務に関する事項	20点
修繕工事業務に関する事項	8点
入札価格に関する事項（入札書）	30点
合計	100点

3) 定量化審査における得点化方法

各項目毎に定量化評価を行い、評価できる場合はその項目に定める得点を付与する。

審査項目のうち、入札価格に関する事項については、次の算定式（A）により得点を付与する。

$$\text{価格点} = 0.5 - \{(\text{当該入札価格} - \text{平均入札価格}) / \text{平均入札価格}\} \times \text{価格配点}$$

・・・算定式（A）

なお、「 $0.5 - \{(\text{当該入札価格} - \text{平均入札価格}) / \text{平均入札価格}\}$ 」の値が、負の値となるときは「0」と、1を超えるときは「1」とする。

4) 定性的評価項目における得点化方法

定量化審査においては、各項目について、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてすぐれている	配点×0.5
C	当該評価項目においてすぐれているとは言えない	配点×0.0

(2) 得点化基準

次の表に示す配点に従い、提案書類に記載された内容を得点化する。

表定量化審査の配点表

評価項目 (小項目)	評価の視点	配点
1) 事業計画に関する事項		(18点)
①事業遂行計画	事業全般への理解 業務実行体制	5点
②事業遂行能力	実績 管理者・職員の資格能力 財務能力	2点
③リスク管理計画	リスク管理の方針と対策	8点
④環境負荷の軽減に対する配慮	環境保全に関する理解	3点
2) 運転管理業務に関する事項		(24点)
①運転管理計画	計画の妥当性	8点
②水質・水量・水圧管理計画	既存施設に対する理解	8点
③職員の勤務体制・配置計画	品質管理計画 責任体制 緊急時の対応 安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮	8点
3) 保守管理業務に関する事項		(20点)
①保守管理計画	計画の妥当性	8点
②建築物及び建築設備保守管理業務	既存施設に対する理解	2点
③機械・電気・計装設備保守管理業務	業務遂行体制安全への配慮	6点
④水槽等の保守管理業務ならびに清掃業務	ユーザー・地域住民への配慮	2点
⑤備品・外構施設の保守管理及び文書管理・植栽維持管理・警備・環境衛生管理業務		2点
4) 補修工事業務に関する事項		(8点)
①補修計画	計画の妥当性 既存施設に対する理解 業務遂行体制安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮 事業終了における引渡しについての配慮	8点
5) 入札価格に関する事項		(30点)
①入札価格		30点
合計		100点

1) 事業計画に関する事項（事業計画に関する提案書の審査）

①事業遂行計画（配点：5点）

本事業を遂行するにあたっての基本方針、実施体制等の基本的な考え方について、その内容に応じて、配点を5点とする3段階評価により得点を付与する。

②事業遂行能力（配点：2点）

入札参加企業の経常収支、自己資本金額等の財務能力等の事業経営能力や、実績や資格等の業務を遂行するうえで必要となる能力について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

③リスク管理計画（配点：8点）

リスク管理の方針や対策について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

④環境負荷の軽減に対する配慮（配点：3点）

環境保全に関する考え方及びそれへの取り組みについて、その内容に応じて、配点を3点とする3段階評価により得点を付与する。

2) 運転管理業務に関する事項（運転管理業務に関する提案書の審査）

①運転管理計画（配点：8点）

運転管理全般における、業務遂行方針、実施体制、責任分担、緊急時対応等の基本的な考え方について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

②水質・水量・水圧管理計画（配点：8点）

水質・水量・水圧管理の実施方法に関する具体的な計画について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

③職員の勤務体制・配置計画（配点：8点）

運転管理における具体的な実施体制等の計画について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

3) 保守管理業務に関する事項（保守管理業務に関する提案書の審査）

①保守管理計画（配点：8点）

保守管理全般における、業務遂行の基本方針、実施体制、責任分担、緊急時対応等に関する考え方について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

②建築物及び建築設備保守管理業務（配点：2点）

建築物保守管理業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

③機械・電気・計装設備保守管理業務（配点：6点）

機械・電気設備保守管理業務に関する具体的な業務計画について、その内

容に応じて、配点を6点とする3段階評価により得点を付与する。

④水槽等保守管理業務ならびに清掃業務（配点：2点）

水槽等の保守管理業務ならびに清掃業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

⑤備品・外構施設の保守管理及び文書管理・植栽維持管理・警備・環境衛生管理業務（配点：2点）

備品・外構等の保守管理及び文書管理・植栽維持管理・警備・環境衛生管理業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を2点とする3段階評価により得点を付与する。

4) 補修工事業務に関する事項（補修工事業務に関する提案書の審査）

①補修計画（配点：8点）

施設の補修業務に関する具体的な業務計画について、その内容に応じて、配点を8点とする3段階評価により得点を付与する。

5) 入札価格に関する事項

①入札価格（配点：30点）

入札価格について、次の方法により評価し、得点を付与する。

（評価方法）

入札価格については、先に示した算定式（A）により得点を付与する。得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。

水道施設管理技士資格認定・登録要綱（一部抜粋）

第1条 この要綱は、民間企業又は水道事業体等の技術業務経験者等を対象として、水道施設維持管理の技術力を知識、経験、試験等によって評価、判定のうえ、水道施設管理技士資格（以下「資格」という。）として認定・登録することにより、水道事業における技術上の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 本資格は法律に基づくものではなく、水道界の要望に基づく任意の自主資格として認定・登録を行うものである。

（資格申請対象者）

第2条 本資格は、民間企業又は水道事業体（上水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業の事業体又は専用水道をいう。以下同じ。）において、水道に関わる技術上の業務に従事する者又は従事した者を対象とする。

2 前項に規定する水道に関わる技術上の業務とは、水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び専用水道に関わる技術上の業務をいい、第8条第2項に定める業務をいう。

（資格の種類）

第3条 資格の種類は、水道浄水施設管理技士（以下「浄水施設管理技士」という。）と水道管路施設管理技士（以下「管路施設管理技士」という。）の2種類とする。

（資格の等級）

第4条 資格の等級は、資格の種類ごとに3級、2級及び1級の3段階とする。

（資格の種類別等級格付）

第5条 浄水施設管理技士の級別の等級格付は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 3級は、浄水処理の基礎知識を有し、運転マニュアルを理解することで浄水場の運転・維持管理の補助ができる者であること。
- (2) 2級は、浄水処理の知識を有し、浄水場の運転・維持管理ができる知識・経験を有する者であること。
- (3) 1級は、原水及び浄水の水量・水質の変動に応じて、適切に浄水場の運転・維持管理ができる高度な知識・経験を有する者であること。

2 管路施設管理技士の級別の等級格付は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 3級は、導水、送水、配水施設の基礎知識を有し、業務マニュアルを理解することで施設の運転・維持管理の補助ができる者であること。

3.6 総合評価方式における落札者決定基準の実施例

- (2) 2級は、導水、送水、配水施設の知識を有し、施設の運転・維持管理ができる知識・経験を有する者であること。
- (3) 1級は、常時及び事故・災害時に、水量・水圧・水質の確保のため、適切に導水、送水、配水施設の運転・維持管理ができる高度な知識・経験を有する者であること。

4. 情報源情報

4.1. PFI ガイドライン

4.1.1. 民間資金等活用事業推進委員会ガイドライン

内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）ホームページ（<https://www8.cao.go.jp/pfi/>）において、内閣府に設置された民間資金等活用事業推進委員会がまとめた各ガイドラインを閲覧できる。

4.1.2. 地方公共団体の PFI ガイドライン等

各地方公共団体が策定したガイドラインについては、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）のホームページ(https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/chihou/chihou_guideline.html)に情報がまとめられている。

4.2. PFI 情報源情報

4.2.1. 内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ

内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）のホームページ(URL: <http://www8.cao.go.jp/pfi/>)で、PFI 導入 PPP/PFI ポータル（基礎編）として、「PPP/PFI の概要」、「PPP/PFI とは」、「PFI の現状」等が、PFI 関連法令・ガイドライン等として、「PFI 関連法令」、「基本方針」、「ガイドライン」等が掲載されている。

4.2.2. 自治体 PPP/PFI 推進センターホームページ

自治体 PPP/PFI 推進センター(URL: <http://pficenter.furusato-ppp.jp/>)は、地方自治体における PFI 事業の円滑な推進に資することを目的とし、PFI 事業に関心のある地方自治体間の意見交換及び情報の共有の場等として設立されたものであり、PFI 事業に関心のある地方自治体、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び（財）地域総合整備財団により構成され、総務省がオブザーバーとなっている。

ホームページには、「PFI ガイド」、「セミナー等の案内」、「PFI 情報」、「研究事業」、「会員専用ページ」がある。

4.2.3. 日本 PFI・PPP 協会ホームページ

日本 PFI・PPP 協会(URL: <http://www.pfikyokai.or.jp/>)は、地方公共団体、民間企業が PFI 事業方式の考え方、実施手順を正しく理解し広範に活用することを支援する為の啓蒙活動、政府・関係機関に対する政策提言等を行うことを趣旨として設立された NPO 法に基づく特定非営利法人である。

ホームページには、「PFI・PPP 事業案件」、「PFI について」、「関連資料」等があり、その他 PFI に関するセミナー情報等がある。

4.3. 水道におけるPFI事業の情報

水道におけるPFI事業の情報は、表Ⅶ-4-1に示すホームページから閲覧できる（令和元年9月現在）。なお、水道施設へのPFI導入に当たり必要となる水道法の第三者委託の適用に当たっては、「第Ⅲ編 第三者委託導入の検討」が参考となる。

表Ⅶ-4-1 水道におけるPFI事業の情報

No.	事業名	事業種別分類 事業開始又は公募の時期	事業手法
①	東京都水道局 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業 http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suidojigyo/torikumi/pfi/index.html	常用発電 平成13年度（事業開始）	PFI（BOO）
②	神奈川県企業庁 寒川浄水場排水処理施設更新等事業 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6573/p19071.html	排水処理 平成15年度（事業開始）	PFI（BTO）
③	埼玉県企業局 大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 http://www.pref.saitama.lg.jp/c1305/90d00-02setubi.html	排水処理 平成16年度（事業開始）	PFI（BTO）
④	千葉県水道局（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業（現：ちば野菊の里浄水場） http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/jousui/pfi/nyuusatsu.html	排水処理 平成16年度（事業開始）	PFI（BTO）
⑤	愛知県企業庁 知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業 http://www.pref.aichi.jp/0000007597.html	排水処理 平成18年度（事業開始）	PFI（BTO）
⑥	松山市公営企業局 かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業 （インターネット上での情報提供は終了）	浄水場 平成17年度（事業開始）	DBO
⑦	横浜市水道局 川井浄水場再整備事業 http://www.city.yokohama.lg.jp/suidou/kyoku/suidoujigyo/kawai-saiseibi/kawai-pfi.html	浄水場 平成21年度（事業開始）	PFI（BTO）
⑧	大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業（大牟田市、荒尾市） https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/165/1274.html	浄水場 平成21年度（事業開始）	DBO
⑨	千葉県水道局 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業 http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/jousui/pfi2/	排水処理 平成22年度（事業開始）	PFI（BTO）
⑩	佐世保市水道局 佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業 https://www.city.sasebo.lg.jp/suidokyoku/suijsi/hokubujosuijo.html	浄水場 平成22年度（事業開始）	DBO
⑪	愛知県企業庁 豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-suiji/0000036563.html	排水処理 平成23年度（事業開始）	PFI（BTO）
⑫	夕張市 夕張市上水道第8期拡張事業 https://www.city.yubari.lg.jp/smph/kurashi/sumaiseikatsu/jogesuido/suidopfi/pfi_tetsuduki.html	浄水場 平成24年度（事業開始）	PFI（BTO）
⑬	岡崎市水道局 男川浄水場更新事業 https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1174/p010666.html	浄水場 平成24年度（事業開始）	PFI（BTM）
⑭	会津若松市水道部 滝沢浄水場更新整備等事業 http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2012092000125/	浄水場 平成25年度（事業開始）	DBO
⑮	犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kigyo-suiji/inuyama-pfishikiten.html	排水処理 平成27年度（事業開始）	PFI（BTO）

4.4. 参考文献等

水道事業者等が官民連携手法を検討するに際して、参考となる文献等を表Ⅶ-4-2に示す。

表Ⅶ-4-2 参考文献等の一覧

タイトル・発行者等	発行年月日	発行者	URL
新水道ビジョン	平成 25 年 3 月 29 日	厚生労働省 健康局	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/newvision/1_0_suidou_newvision.htm
水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き～中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保～	平成 21 年 7 月	厚生労働省 健康局水道課	https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkokusuido/090729-1.html
アセットマネジメント「簡易支援ツール」	平成 25 年 6 月 5 日	厚生労働省 健康局水道課	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/am/tool.html
PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン	平成 30 年 10 月 23 日	内閣府民間資金等 活用事業推進室	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourai/guideline/pdf/process_guideline.pdf
PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	平成 30 年 10 月 23 日	内閣府民間資金等 活用事業推進室	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourai/guideline/pdf/risk_buntan_guideline.pdf
VFM（Value For Money）に関するガイドライン	平成 30 年 10 月 23 日	内閣府民間資金等 活用事業推進室	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourai/guideline/pdf/vfm_guideline.pdf
契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー	平成 30 年 10 月 23 日	内閣府民間資金等 活用事業推進室	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourai/guideline/pdf/keiyaku_guideline.pdf
モニタリングに関するガイドライン	平成 30 年 10 月 23 日	内閣府民間資金等 活用事業推進室	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourai/guideline/pdf/monitoring_guideline.pdf
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	平成 30 年 10 月 23 日	内閣府民間資金等 活用事業推進室	https://www8.cao.go.jp/pfi/hourai/guideline/pdf/h30uneiken_guideline.pdf
水道事業における民間的経営手法の導入に関する調査研究報告書	平成 18 年 3 月	(社) 日本水道協会	http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_04.html
水道事業における総合評価導入に関する手引き	平成 19 年 10 月	(社) 日本水道協会	http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_06-2.html
水道施設維持管理等業務委託積算要領案 ー浄水場等運転管理業務編ー	平成 22 年 3 月	(社) 日本水道協会	—
水道施設維持管理等業務委託積算要領案 ー管路等運転管理業務編ー	平成 22 年 9 月	(社) 日本水道協会	—
水道施設管理業務第三者委託積算要領案 ー浄水場等運転・保全管理業務編ー	平成 25 年 3 月	(社) 日本水道協会	—

第Ⅶ編 資料集
 4 情報源情報
 4.4 参考文献等

タイトル・発行者等	発行年月日	発行者	URL
公民連携推進のための手順書	平成 24 年 3 月	(社) 日本水道協会	http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_19.html
水道施設管理業務評価マニュアル案	平成 25 年 3 月	(社) 日本水道協会	http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_22.html
水道工事監督業務委託検討報告書	平成 25 年 3 月	(社) 日本水道協会	http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_23.html
水道事業ガイドライン JWWA Q 100	平成 28 年 3 月 2 日	(公社) 日本水道協会	—
水道事業ガイドライン (PI) 算定結果	—	(公財) 水道技術研究センター	http://www.jwrc-net.or.jp/chousa-kenkyuu/pi/pi_analysis.html